

副 本

令和2年(ワ)第29号、第172号、第197号、第348号、第509号、令和3年(ワ)第254号、第263号、令和5年(ワ)第13号 損害賠償請求事件

原告 〇〇〇〇 ほか30名

被告 国ほか2名

第12準備書面

令和7年12月17日

松山地方裁判所民事第1部合議一係 御中

被告国指定代理人

絹 川 宥 樹 

和 田 佳 織 

藤 戸 隆 広 

安 藤 汐 里 

小井出 博 

宮 武 光 宏 


小 川 幸 枝 

根 來 海 輝 

松 山 芳 士 

青木 研 

大野 善広 


大山 敏幸 

長尾 孝裕 

酒巻 政夫 

三國 宣仁 

原田 隆史 

猪熊 敬三 

第1	事案の概要及び本件の争点	8
1	事案の概要	8
2	本件の争点（被告国関係）	8
第2	被告国の主張の要旨	9
1	両ダムの平成8年変更後の操作規則は、過去の水害の発生状況等、肱川流域の自然的条件、社会的条件等を適切に考慮して策定されたものであり、その内容において河川管理の一般的水準及び社会通念に照らして是認し得る安全性を備えており、瑕疵があったとは認められないこと（争点①・後記第4）	9
2	両ダム所長は操作規則に従って適切に放流操作を行ったものであり、その放流操作に瑕疵（過失）があったとは認められないこと（争点②・後記第5）	9
3	両ダム所長の放流情報の伝達に義務違反はないほか、原告らの損害との間に因果関係も認められないこと（争点③・後記第6及び第7）	10
4	野村地区の堤防整備について、被告国は権限を有するものではなく、指導監督すべき職務上の法的義務があったともいえないこと（争点④・後記第8）	10
第3	前提事実等	10
1	一級河川肱川水系肱川及びその流域の概要、地域特性等	11
2	ダムに関する関係法令の定め	12
3	野村ダム及び鹿野川ダムの概要並びにダムによる洪水調節について	12
	(1) 野村ダム及び鹿野川ダムの概要	12
	(2) ダムによる洪水調節について	13
4	平成8年の操作規則変更までの経緯	14
	(1) 平成7年7月洪水の発生以前から、両ダムの洪水調節機能の改善の要望があったこと	14
	(2) 平成7年7月洪水の発生が両ダムの操作規則変更の契機となったこと	16
5	平成8年の操作規則変更の際しての検討内容及び変更された操作規則の内容	

.....	17
(1) 平成8年の操作規則変更の際しての検討内容	17
(2) 平成8年変更後の操作規則の内容	18
6 平成8年の操作規則変更以降、本件降雨以前の水害の状況等	18
7 本件降雨の状況並びに両ダムにおける放流操作及び放流情報の伝達の内容	19
8 本件降雨後の検討状況等	20
(1) 「野村ダム・鹿野川ダムの操作に関わる情報提供等に関する検証等の場」 における検証結果等	20
(2) 「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実に向けて」 における検証結果等	21
(3) 平成30年における気象予測の精度について	21
第4 両ダムの平成8年変更後の操作規則は、過去の水害の発生状況等、肱川流域 の自然的条件、社会的条件等を適切に考慮して策定されたものであり、両ダム の設置及び管理に国賠法2条1項の瑕疵がないこと（争点①）	22
1 平成8年変更後の操作規則に係る瑕疵の有無は、大東判決及び安曇川判決の 示した判断基準を踏まえて判断されるべきであること	22
(1) 両ダムの平成8年変更後の操作規則に係る国賠法2条1項の瑕疵の有無の 判断基準	22
(2) 国賠法2条1項の営造物の設置又は管理の瑕疵の意義	22
(3) 河川管理の特質及びそれに基づく諸制約を踏まえた河川管理の瑕疵の判断 基準	22
(4) 両ダムの平成8年変更後の操作規則に係る瑕疵の判断基準	25
2 両ダムの平成8年変更後の操作規則に瑕疵はないこと（両ダムの平成8年変 更後の操作規則は、大東判決及び安曇川判決の示した考慮事情を適切に考慮し た上で策定されたこと）	27
(1) 操作規則の変更を要する緊急性及びその程度を考慮したこと	27

(2) 流域の地形その他の自然的条件を適切に考慮したこと	28
(3) 土地の利用状況その他の社会的条件を適切に考慮したこと	28
(4) 過去に発生した水害の規模、発生頻度、発生原因、被害の性質及び降雨 状況を適切に考慮したこと	29
(5) 小括	32
3 本件降雨当時においても、平成8年変更後の操作規則に瑕疵はないこと（平 成8年の操作規則変更から本件降雨に至るまでの間、操作規則の実質的な変更 を要する事情がなかったこと等）	32
4 平成8年変更後の操作規則が洪水調節規定本文に定める方法以外の方法によ る洪水調節を許す場合をダムの貯水位が異常洪水時防災操作を開始する水位に 達した場合に限っていることに瑕疵がないこと	35
5 異常洪水時防災操作を開始することがダムの操作規則の瑕疵を基礎づけるも のではないこと等	36
6 小括	38
第5 両ダム所長が本件降雨に際して行った放流操作に何ら違法な点はないこと （争点②）	38
1 国賠法1条1項にいう違法の意義	38
2 ダムの管理や操作を現に担うダム所長は、河川法ないし特ダム法上、定めら れた操作規則に従ってダムの操作を行うことが義務付けられていること ...	39
3 両ダム所長は、本件降雨に際し、定められた操作規則等に従って適切に両ダ ムの操作を行ったこと	40
(1) 野村ダムにおける放流操作は定められた操作規則等に従って行われたこと	40
(2) 鹿野川ダムにおける放流操作は定められた操作規則等に基づいて実施され たこと.....	41
(3) 小括	43

4	原告らが主張する放流操作は、本件降雨当時の操作規則に反する操作であるばかりか、実質的にも不相当な結果を招くこと（争点②-I）	43
5	ダム所長は、異常洪水時防災操作の実施中、急激な水位の変動が生じないようにすべき職務上の法的義務を負わないこと（争点②-II関係）	47
6	小括	48
第6	両ダムからの放流に関する一般市民への周知に関し両ダム所長に国賠法上違法な点はないこと（争点③）	49
1	両ダム所長は、本件放流に際し、河道外に居住する住民に対してこれを周知すべき義務を負わないこと	49
2	両ダム所長は、本件降雨における両ダムからの放流に際し、河道内の河川利用者に対する周知として必要な措置を講じたこと	50
3	小括	51
第7	野村ダムにおける異常洪水防災操作の事前通知に関して国賠法上違法な点はなく、また、平成30年7月7日午前5時20分までに事前通知がなされなかったことと原告らの損害との間に因果関係はないこと（争点③）	51
1	原告らの主張の要旨	51
2	野村ダム操作規則26条及び同操作細則13条は、異常洪水時防災操作の事前通知の具体的時期及び方法について、野村ダム管理所長に職務上の法的義務を課すものではないこと	51
3	野村ダム管理所長に平成30年7月7日午前5時20分に異常洪水時防災操作の事前通知を行う職務上の法的義務があったとはいえないこと	52
4	異常洪水時防災操作の開始時刻について西予市に対する十分な情報提供を行っていたことに照らせば、野村ダム管理所長に職務上の法的義務違反は認められないこと	54
5	野村ダム所長が平成30年7月7日午前5時20分までにファクシミリ送信による異常洪水時防災操作の事前通知を行わなかったことと原告らの損害との	

間に因果関係があるとは認められないこと	56
6 小括	56
第8 野村地区堤防整備工事に関し、被告国が国賠法1条1項及び2条1項の責任を負わないこと（争点④）	56
1 野村地区堤防整備工事に関し、被告国が国賠法1条1項の責任を負わないこと.....	57
2 野村地区堤防整備工事に関し、被告国が国賠法2条1項の責任を負わないこと.....	58
3 小括	59
第9 結語	59

被告国は、本準備書面において、証拠調べの結果を踏まえ、従前の被告の主張を整理し、補充する。

なお、略語等は、本準備書面において新たに用いるもののほかは、従前の例によるものとし、また、第25回口頭弁論調書と一体となる証人■■■■の証人調書、第26回口頭弁論調書と一体となる証人■■■■の証人調書及び第27回口頭弁論調書と一体となる証人■■■■の証人調書は、それぞれ「証人■■■■○ページ」、「証人■■■■○ページ」、「証人■■■■○ページ」と表記する。

第1 事案の概要及び本件の争点

1 事案の概要

本件は、本件降雨により本件洪水が発生し、原告ら又はその被相続人に損害が生じたことに関し、原告らが、被告国との関係では、要旨、①両ダム（野村ダム及び鹿野川ダム）の平成8年変更後の操作規則に瑕疵があった、②本件降雨に際して両ダムの放流操作に瑕疵又は過失があった、③本件降雨に際して両ダムからの放流情報の伝達に瑕疵又は過失があった、④野村地区の堤防整備に関して、瑕疵又は過失があったなどと主張して、被告国に対し、国賠法1条1項又は2条1項に基づき、本件洪水により原告ら又はその被相続人に生じた損害についての賠償を求める事案である。

2 本件の争点（被告国関係）

- ①両ダムの平成8年変更後の操作規則に瑕疵があったと認められるか
- ②両ダム所長の放流操作に瑕疵（過失）があったと認められるか
 - ②-I 大規模洪水に対応した放流操作を行わなかった過失が認められるか
 - ②-II 操作規則に違反した急激な放流量の増加に係る過失が認められるか
- ③両ダムからの放流情報の伝達に瑕疵（過失）があったと認められるか
- ④野村地区の堤防整備に関して、被告国に瑕疵（過失）が認められるか

第2 被告国の主張の要旨

- 1 両ダムの平成8年変更後の操作規則は、過去の水害の発生状況等、肱川流域の自然的条件、社会的条件等を適切に考慮して策定されたものであり、その内容において河川管理の一般的水準及び社会通念に照らして是認し得る安全性を備えており、瑕疵があったとは認められないこと（争点①・後記第4）

両ダムの平成8年変更後の操作規則は、過去に発生した水害の規模、発生の頻度、発生原因、被害の性質、降雨状況、流域の地形その他の自然的条件、土地の利用状況その他の社会的条件、変更を要する緊急性の有無及びその程度等といった、大東判決及び安曇川判決の示した考慮事情を適切に考慮した上で策定されたものであった。その内容も、発生頻度の高い中小規模洪水に対して優れた洪水調節効果を発揮するものであり、かつ、大規模洪水に対応できないものではなかったといえ、財政的、技術的及び社会的制約の下での河川管理の一般的水準及び社会通念に照らして是認し得る安全性を欠いていることが明白であるということとはできないから、平成8年変更後の操作規則に国賠法2条1項の瑕疵はなかった。その上で、両ダムが洪水調節能力を発揮するための前提となる諸事情については平成8年頃と本件降雨当時で根本的な変更は生じていないのであって、本件降雨当時においても、平成8年変更後の操作規則に何ら瑕疵はない。

- 2 両ダム所長は操作規則に従って適切に放流操作を行ったものであり、その放流操作に瑕疵（過失）があったとは認められないこと（争点②・後記第5）

両ダム所長は、操作規則を逸脱した放流操作を行うことを許容されていないから、同操作規則を逸脱した放流操作を行う義務はない。かかる放流操作は、無用の洪水被害を生じさせかねないものであって、実質的にも不相当である。異常洪水時防災操作実施中は操作規則等に定められた放流量の増加量に関する定めは適用されない。両ダム所長は、本件降雨当時、操作規則に従って適切に放流操作を行ったものであって、何ら過失はない。

3 両ダム所長の放流情報の伝達に義務違反はないほか、原告らの損害との間に因果関係も認められないこと（争点③・後記第6及び第7）

両ダム所長は、両ダムからの放流に関し、河道外に居住する住民に対してこれを周知すべき義務を負わない。また、両ダム所長は、本件降雨の際の両ダムからの放流に関し、河道内の河川利用者に対する周知として必要な措置を講じた。

野村ダム操作規則26条及び同操作細則13条1項における通知時期の定めは、防災活動に資する情報を関係機関に事前に提供するに当たっての目安を示すものにすぎず、通知の具体的時期について野村ダム管理所長に義務を負わせるものでない。野村ダム管理所長が平成30年7月7日午前5時20分までに異常洪水時防災操作の事前通知をしなかったことに職務上の法的義務の違反はない上、防災活動に資する情報は同時刻以前に関係機関に提供されており、関係機関においても同時刻以前に提供された情報を基に住民避難に向けた対応をとっていたのであるから、事前通知の目的は同時刻以前に既に果たされていたし、同時刻までに事前通知をしなかったことと原告らの損害との間に因果関係はない。

4 野村地区の堤防整備について、被告国は権限を有するものではなく、指導監督すべき職務上の法的義務があったともいえないこと（争点④・後記第8）

野村地区の堤防整備については、愛媛県がその権限を有するものであって、被告国には愛媛県知事に対して野村地区の堤防整備について指導監督すべき職務上の法的義務があったとはいえず、また、野村地区の河川の管理について国賠法2条1項の責任が問題になり得るのは愛媛県であり、国ではないから、被告国は野村地区堤防整備工事に関して国賠法1条1項又は2条1項の責任を負わない。

第3 前提事実等

1 一級河川肱川水系肱川及びその流域の概要、地域特性等

被告第1準備書面第2の1及び2(26及び27ページ)のとおり、肱川は、愛媛県南予地方を流れる一級水系肱川水系に属する一級河川であり、河川法98条及び同法施行令53条に基づき、河川管理者である国土交通大臣から四国地方整備局長にその権限の一部が委任されている指定区間外区間(直轄管理区間)と、同法9条2項に基づき、国土交通大臣が指定する区間について愛媛県知事が管理の一部を行う指定区間がある。四国地方整備局長は、同法施行令53条に基づき、肱川にある鹿野川ダム管理に関する区間及び野村ダムに関する区間について、河川の管理を行っている。肱川は、愛媛県西予市の鳥坂峠に源を発し、途中、数多くの支川を合わせながら大洲盆地を貫流して、瀬戸内海(伊予灘)に注いでいる河川であり、その幹川流路延長は103キロメートル、流域面積は1210平方キロメートルである。その名称が示すように中流部において「ひじ」のように大きく曲がっており、幹川流路延長が103キロメートルあるのに対し、源流から河口までの直線距離はわずか18キロメートルしかない。流域の大部分を山地が占める割には河床勾配が緩く、野村盆地から大洲盆地、大洲盆地から瀬戸内海に至るまでには狭隘なV字谷が形成されている。(以上につき、乙A1号証1ページ)

肱川流域を治水の観点からみると、肱川流域は、瀬戸内型気候と太平洋型気候の中間的な性質を示しており、梅雨期と台風期に降雨が多い上に、中流部の大洲盆地に支川が集まっていること(洪水が集中しやすい地形)、瀬戸内海に流れている四国の他の一級河川に比べて河床勾配が非常に緩いこと(洪水が流れにくい地形)、大洲盆地から下流は山が両岸から迫り河口に行くほど平野の広がりが少ないこと(洪水がはけにくい地形)という、洪水を受けやすい地形特性を有している(乙A1号証15ページ)。また、肱川に関しては、山脚が川に迫り、河道拡幅が制約され、また、人家が連担しているために河積を拡大しようとする周辺地域や河川環境に大きな負担が生じることから、河道整備が困難

であるという現状・課題が存在した（乙A1号証32ページ）。

大洲盆地では、大洲市東大洲地区が平成5年「八幡浜・大洲地方拠点都市地域」の指定を受け、平成8年当時、四国縦貫自動車道の延伸と相まって内陸型の産業拠点地域として、多くの企業が進出するなど肱川流域及び南予地方の拠点として発展しつつあり、市街化が進んでいる状況にあり（乙A1号証3ページ）、大洲市は、肱川流域内で最も多くの人口を有している状況であった。

2 ダムに関する関係法令の定め

別紙1ダムに関する関係法令の定め記載のとおり。

3 野村ダム及び鹿野川ダムの概要並びにダムによる洪水調節について

(1) 野村ダム及び鹿野川ダムの概要

ア 野村ダム

野村ダムは、昭和57年に完成し、愛媛県西予市野村町野村に所在する重力式コンクリートダム（堤高60メートル、堤頂長300メートル、堤体積25万4000立方メートル、堤頂標高173.00メートル）である。野村ダムは、肱川の洪水調節機能を有するほか、愛媛県宇和島市、八幡浜市、西予市及び西宇和郡伊方町にかんがい用水を補給し、また、同地域に水道用水を供給することを目的とする多目的ダムである。（以上につき、乙A6号証3ないし9ページ）

野村ダムの総貯水容量は、1600万立方メートルであり、本件降雨当時、6月16日から10月15日までの洪水期においては、このうち920万立方メートルを利水容量、330万立方メートルを堆砂容量とし、残りの350万立方メートルを洪水調節容量とし、洪水貯留準備水位（洪水期制限水位）である標高166.2メートルまでを予備放流水位として洪水に備えていた（乙A6号証5及び6ページ）。

イ 鹿野川ダム

鹿野川ダムは、昭和34年に完成した、愛媛県大洲市肱川町山鳥坂に所

在する重力式コンクリートダム（堤高61.0メートル、堤頂長167.9メートル、堤体積16万1000立方メートル）である。鹿野川ダムは、昭和35年に愛媛県に移管し管理を行ってきたところ、平成18年4月、その管理が愛媛県から国土交通大臣に移管され、以後四国地方整備局長が管理を行っている。狩野川ダムは、肱川の洪水調節機能を有するほか、流水の正常な機能の維持、水力発電による周辺地域への電力供給を目的としている。（以上につき、乙A7号証2ないし5ページ）

鹿野川ダムの総貯水容量は、4820万立方メートルであり、本件降雨当時、7月1日から9月30日までの間は、このうち1200万立方メートルを堆砂容量とし、1650万立方メートルを洪水調節容量とし（予備放流容量を含む。）、夏期制限水位である標高84.0メートルまで貯水位を下げ、洪水に備えていた。予備放流によって低下させることができる水位である予備放流水位は、標高81.0メートルと定められている。（以上につき、乙A7号証4ページ）

(2) ダムによる洪水調節について

ア ダム操作の概要

ダム操作は、各ダムの操作規則、操作細則等に基づいて行われるところ、ダムにはダム管理用制御処理設備（ダムコン）が設置され、ダムの操作に必要なデータの収集整理や解析、諸計算の結果が自動的にダム操作室にある情報表示盤や端末装置の画面に表示されるようになっており、ダム操作は、これらに表示された数値を踏まえて行われている。

イ ダムによる洪水調節の仕組み

洪水調節機能を有するダムは、洪水時には、洪水調節のために一時的に洪水流量を貯める容量である治水容量（洪水調節容量）を空けておき、洪水が起こった時に、その洪水の一部をダムに貯留させ、残りを放流することで洪水を調節している。

その際、洪水調節に関して基本となる洪水の数値、洪水の貯留及び放流の方法、その他のダム操作に関し必要な事項は、操作規則や操作細則によって定められている。

ウ 事前放流及び予備放流の意義

事前放流とは、治水の計画規模や河川（河道）・ダム等の施設能力を上回る洪水の発生時におけるダム下流河川の沿川における洪水被害の防止・軽減を目的として、洪水が予想される場合に、利水者の同意を得るなどして、洪水調節容量以外の容量（利水容量）の一部を治水用途に使うことで、洪水調節容量以上に貯留量を確保する（ダムの貯水位を下げる）ための放流をいう。

予備放流とは、ダム建設時の費用負担に基づき、平常時は洪水調節容量以外の容量（利水容量）であり洪水時は治水用途に義務的に使うこととされている容量から、洪水が予想される場合に前もって放流することにより洪水調節容量を確保する（ダムの貯水位を下げる）放流をいう。

エ 異常洪水時防災操作（ただし書き操作）の意義

異常洪水時防災操作とは、操作規則等の本文で定めた「本則操作」による洪水調節を続けた場合には、貯水位が洪水時最高水位（サーチャージ水位）を超えることが予想される場合、操作規則等のただし書きの規定により、貯水位に応じてゲートを操作し、放流量を流入量に近づける操作をいう。

4 平成8年の操作規則変更までの経緯

(1) 平成7年7月洪水の発生以前から、両ダムの洪水調節機能の改善の要望があったこと

被告第5準備書面第1の2（8及び9ページ）において述べたとおり、鹿野川ダムは昭和34年に、野村ダムは昭和57年にそれぞれ完成したものであるところ、堤防が未整備であったこと等により洪水による多くの浸水被害

を受けていた肱川の中流域及び下流域においては、従来から、ダム操作規則の見直しを含む洪水調節機能の改善の要望があった。野村ダムが完成した昭和57年以降に肱川流域の住民や公私の団体から両ダムの洪水調節機能の改善の要望がされた例を挙げると次のとおりである。

ア 昭和57年8月に発生した洪水及び同年台風13号による被害を受けて、当時の大洲市農業協同組合から、農地の浸水を防止すること、鹿野川ダムについて発電等の利水よりも積極的な事前放流による洪水調節を優先すること、両ダムの操作の一元化及び洪水調節機能の改善を実現することについての要望があった。また、菅田地区からも、農地の浸水を防止することや両ダムの放流方法を改善することについての要望があった（乙A57号証）。

イ 昭和62年10月の新聞記事では、同年7月に発生した洪水による被害を受けて、大洲市議会において鹿野川ダムによる洪水調節が問題として取り上げられ、大洲市が愛媛県に対し、放流体制の見直しを要望したこと、菅田地区の農業者の団体からも事前放流による洪水の防止を求める意見が出ていることが報じられ、ダム環境の総合的な見直し及び操作規則の改正の必要性が指摘された（乙A58号証）。

ウ 前年に続く昭和63年6月に発生した洪水による被害を受けて、大洲市農業協同組合青壮年部等を中心に「肱川流域を水害から守る会」が結成された。同会は、鹿野川ダムの操作規則を、発電を優先するものから洪水調節を優先するものへと変更すること、鹿野川ダムの操作規則を野村ダムと相互に連携して洪水調節機能が最大限活かされる規則へと変更すること等を求めて、大洲市内の有権者数の約半数に当たる一万五千人余りから署名を集め、愛媛県に対し、陳情を行った（乙A59号証の1ないし3）。

エ 平成5年6月から同年9月までにかけて相次いだ洪水による被害を受けて、大洲市農業協同組合青壮年部などで構成される「肱川流域から水害を

なくす会」は、鹿野川ダムを洪水調節専用とすることなどで洪水調節機能を改善すること等を求めて、大洲市民1万6044人の署名を集め、大洲市や愛媛県等に対し、請願又は陳情を行った（乙A60号証1ないし4）。

(2) 平成7年7月洪水の発生が両ダムの操作規則変更の契機となったこと

平成7年7月洪水においては、それほど大規模な降雨ではなかったものの（最大流入量としては、野村ダムにおいて毎秒430立方メートル程度、鹿野川ダムにおいて毎秒1020立方メートル程度）、東大洲地区を中心とする中下流域の広範囲で多大な浸水被害が発生した（乙A20号証参照）。その際、鹿野川ダムでは洪水調節が実施されたものの、野村ダムにおいては、旧操作規則における洪水調節開始流量が毎秒500立方メートルとされていたことから、洪水調節が実施されなかった。また、同洪水時における両ダムの最大貯水率は、野村ダムが80.53パーセント、鹿野川ダムが76.8パーセントであり（乙A61号証、乙A62号証）、いずれもダムの洪水調節容量を十分に活用するものではなかった。

平成7年7月洪水発生後、同洪水による被害を受けて、肱川流域から水害をなくす会、大洲市議会、大洲商工会議所、東大洲・徳森・新谷地区被害者の会などから、農地浸水・宅地浸水防止のため、鹿野川ダムの運用見直しと洪水調節機能の強化、野村ダムの運用見直し、野村ダムと鹿野川ダムの操作の一元化等の要望があった（乙A63号証の1ないし5）。また、愛媛県からも、下流の河川改修状況などを踏まえ、上下流の治水対策の技術的バランスを十分考慮して早めに下流への流量の調節を開始する暫定的な操作規則の見直しを検討するよう要望があった（乙A64号証の1ないし3）。

以上のように、肱川流域の地域住民や公私の団体の要望を背景としながら、平成7年洪水の発生が契機となって、当時における堤防の整備状況と、過去の水害の状況を考え合わせた上で、両ダムの洪水調節能力を有効に活用して最大限の洪水調節を行えるようにすべく、両ダムの操作規則の変更に着手す

ることとなった。

5 平成8年の操作規則変更の際しての検討内容及び変更された操作規則の内容

(1) 平成8年の操作規則変更の際しての検討内容

平成8年の操作規則変更の際しての検討内容の詳細は、被告国第5準備書面第2（11ないし32ページ）及び本件報告書（乙A66号証）のとおりであるところ、以下では、その概要について述べる。

まず、平成8年の操作規則変更の際しては、操作ルールを検討するに当たって、①既設ダムの施設改造はしない（現状の洪水調節容量及び放流能力を前提とする）こと、②目標とする洪水防御地区及び対象を明確にすること、③目標とする洪水流量を設定することが基本条件とされた（本件報告書5-4ページ）。

そして、上記基本条件②から、防ぐべき「被害」の場所及び規模を定める必要があるところ、氾濫面積が広く、市街化が進み浸水戸数が多いことから氾濫被害が極めて甚大である東大洲地区が洪水防御地区とされ、また、あらゆる洪水被害を防ぐことは不可能であることから、防ぐべき被害の規模を宅地浸水とし、「東大洲地区の宅地浸水」を被害発生として定義した上で、同地区に宅地浸水被害が発生する流量である毎秒2200立方メートル（大洲地点相当流量）が目標流量として設定された（本件報告書5-5及び5-6ページ）。

その上で、新たな操作規則の候補として挙げられた、下流優先の操作ルール、上流優先の操作ルール及び上下流痛み分けの操作ルールのそれぞれを、過去に発生した洪水（実績8洪水等）に対して適用したシミュレートを行うなどして、3種類の操作ルールのうち最も優れたものを決定するという手法により検討が進められた（下流優先の操作ルールにつき本件報告書5-7ないし5-66ページ、上流優先の操作ルールにつき同6-1ないし6-17ページ、上下流痛み分けの操作ルールにつき同7-1ないし7-56ページ）。

その結果、上下流痛み分けの操作ルールのうち、4割容量先取り後一定開度放流の洪水調節方式が、実績洪水を対象にした場合の下流氾濫域に対する洪水調節効果が最も大きい点や、最大放流量が現状の流下能力に収まりダム直下流地区に悪影響を及ぼさないといった点で最も優れているとして、新たな操作規則における操作ルールとして採用すべきであると決定された（本件報告書8-5ページ）。

(2) 平成8年変更後の操作規則の内容

ア 野村ダム

平成8年変更後の操作規則では、毎秒300立方メートルを洪水調節開始流量として、毎秒300立方メートルの水量をダムから放流し、その後流入量が増加し貯水位が標高167.9メートルに達すると放流量を毎秒400立方メートルまで上げて開度を固定する「一定量後一定開度方式」を採用し、貯水位が標高169.4メートルに達し、洪水時最高水位を超えるおそれがある場合には、異常洪水時防災操作に移行することとしている（乙A6号証7ページ、乙A11号証・16条、甲A7号証・4条1項）。

イ 鹿野川ダム

平成8年変更後の操作規則では、毎秒600立方メートルを洪水調節開始流量として、毎秒600立方メートルの水量をダムから放流し、その後流入量が増加し貯水位が標高84.0メートルに達すると放流量を毎秒850立方メートルまで上げて開度を固定する「一定量後一定開度方式」を採用し、その後流入量が増加し貯水位が標高87.5メートルに達し、洪水時最高水位を超えるおそれがある場合には、異常洪水時防災操作に移行することとしている（乙A7号証3ページ、乙A12号証・15条、甲A8号証・4条1項）。

6 平成8年の操作規則変更以降、本件降雨以前の水害の状況等

(1) 野村ダムでは、平成8年から本件降雨の前年までの間、洪水調節を22回

実施したが、そのうち最大流入量が毎秒300立方メートル以上毎秒500立方メートル未満（旧操作規則では洪水調節を実施しなかった流量）の15洪水で洪水調節を実施して放流量を低減させるとともに、その余の洪水においてもその効果を発揮した（乙A13号証）。

鹿野川ダムでも、同期間において、洪水調節を30回実施し、そのうち26洪水で放流量を毎秒600立方メートル以下に低減させ、その効果を発揮した（乙A14号証）。

また、変更後の操作規則に基づく洪水調節の結果、平成16年10月の台風23号の襲来の際に発生した肱川流域における洪水では、堤防のない地区における浸水被害を大幅に軽減したり、水位を低減させたりする顕著な効果を発揮し、平成17年9月の台風14号の襲来の際に発生した洪水においては、大洲地点の水位を約40センチメートル低減させるという効果を発揮した（甲A16号証3及び4枚目）。

(2) 一方、ダムが洪水調節能力を発揮するための前提となる諸事情についてみると、両ダムの洪水調節容量や前記1において述べた自然的条件は、本件降雨まで変わりはなく、河川整備についても、本件整備計画に従い、築堤、宅地嵩上げ等、治水の上下流バランスを考慮した河川整備を進めている状況であるものの、大洲盆地より下流部においては堤防未整備箇所が多く残っており、いまだ流下能力が低い状況にあるし、肱川本川の愛媛県管理区間については、堤防が未整備の菅田地区等が存在し、依然として流下能力が低いままであった（乙A3号証27ページ）。

7 本件降雨の状況並びに両ダムにおける放流操作及び放流情報の伝達の内容

本件降雨の状況及び両ダムにおける放流操作の内容は、第24回口頭弁論調書添付の別紙「時系列表（国過失①）」の、両ダムにおける放流情報の伝達の内容は別紙「時系列表（国過失③）」の各「被告国」欄記載のとおりである（なお、各時系列表の「番号」欄、「日時」欄及び「被告国」欄の記載をそれぞれ別紙2

時系列表①：両ダムにおける放流操作の内容及び、別紙3時系列表②：両ダムにおける放流情報の伝達の内容に摘記した。)

8 本件降雨後の検討状況等

(1) 「野村ダム・鹿野川ダムの操作に関わる情報提供等に関する検証等の場」における検証結果等

国土交通省(四国地方整備局)は、本件降雨で被害があったことを踏まえ、学識者や関係地方公共団体の首長・職員等を委員として、地域の更なる安全・安心の確保のため、より有効な情報提供や住民への周知の在り方について検証を行うとともに、より効果的なダム操作について技術的考察を行うことを目的として、「野村ダム・鹿野川ダムの操作に関わる情報提供等に関する検証等の場」を設置して、平成30年12月、その結果をとりまとめた(甲A11号証)。

検証では、「より効果的なダム操作についての技術的考察」として、野村ダムと鹿野川ダムについて、平成7年7月洪水において中下流部の浸水被害が発生した際に洪水調節容量に余裕があったことから、地域の意向を踏まえ、平成8年に両ダムの操作規則を頻繁に発生する規模の洪水でダム洪水調節容量を有効に活用できる方式に変更し、その後20数年にわたり、頻繁に発生する洪水に対する被害軽減を図ってきたという現状認識を前提にした上で、「①洪水貯留準備操作(事前放流)の充実を図り、より多くの容量を確保」、「②ダム操作規則の変更(異常洪水時防災操作の前の通常の防災操作(洪水調節)の段階でより多くの放流を実施)」、「③気象予測を活用したダムの柔軟な操作」、「④安定的な容量の確保」が論点とされた(甲A11号証14及び15枚目)。

このうち、③については、現在の気象予測の精度では、短時間の間でさえも時間雨量予測値に実績と大きな離れがあるため、直ちにダムの操作規則へ反映することは困難であるとの技術的考察をした上、現時点では気象予測

を活用したダムの柔軟な操作を操作規則に反映することは困難であり、今後の降雨量・流入量の予測精度向上等が必要であるとの対応方針が示された。

(以上につき、甲A11号証17枚目)

(2) 「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実に向けて」 における検証結果等

国土交通省は、前記(1)のほかに、学識者を委員とする「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能に関する検討会」において、異常豪雨の頻発化に備えた効果的なダムの洪水調節操作や有効活用の方策、操作に関わるより有効な情報提供等のあり方を検討し、平成30年12月、その結果を「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実に向けて」と題する提言としてとりまとめた(甲A12号証)。

同提言における平成30年7月豪雨におけるダムの防災操作(洪水調節)の総括と評価として、「ダムの操作規則は、実測の流入量に対応してダムの操作を行うこととしている。この度の豪雨における野村ダムの数時間前の降雨・流入量予測と実績値の乖離等から、気象予測に基づく防災操作(例えば計画を超える規模の洪水が予測された場合にあらかじめ異常洪水時防災操作への移行前により多くの流量を放流させるなど)を操作規則に反映させるためには、更なる技術開発が必要である。」などととりまとめられている(甲A12号証8及び9ページ)。

(3) 平成30年における気象予測の精度について

気象庁は、主にやや強い雨(1時間当たり10ミリメートル)を超える降水に対する予測の精度を評価するものとして、降水短時間予報の予測精度の指標(スコア)を計算し、公表している。このスコアは、0~1の値をとり、値が大きいほど予測精度が良いことを意味するところ、平成30年におけるスコアは0.53であった。(以上につき、乙A8号証)

第4 両ダムの平成8年変更後の操作規則は、過去の水害の発生状況等、肱川流域の自然的条件、社会的条件等を適切に考慮して策定されたものであり、両ダムの設置及び管理に国賠法2条1項の瑕疵がないこと（争点①）

1 平成8年変更後の操作規則に係る瑕疵の有無は、大東判決及び安曇川判決の示した判断基準を踏まえて判断されるべきであること

(1) 両ダムの平成8年変更後の操作規則に係る国賠法2条1項の瑕疵の有無の判断基準

被告国第2準備書面第2の2(2)及び(3)(9ないし15ページ)、被告国第6準備書面第1の1(2)(7ないし9ページ)及び被告国第8準備書面第2の5(2)(26及び27ページ)において述べたとおり、両ダムの平成8年変更後の操作規則に係る国賠法2条1項の瑕疵の有無は、河川管理の瑕疵の有無の問題として、大東判決及び安曇川判決が示した判断基準を踏まえるべきである。以下、詳述する。

(2) 国賠法2条1項の営造物の設置又は管理の瑕疵の意義

国賠法2条1項の営造物の設置又は管理の瑕疵とは、営造物が通常有すべき安全性を欠き、他人に危害を及ぼす危険性のある状態をいい（最高裁昭和56年12月16日大法廷判決・民集35巻10号1369ページ参照）、かかる瑕疵の存否については、当該営造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して具体的個別的に判断すべきものである（最高裁昭和53年7月4日第三小法廷判決・民集32巻5号809ページ）。

したがって、国賠法2条1項の営造物に当たるダムの設置又は管理に瑕疵があるかどうかについても、上記の諸般の事情を総合考慮して具体的に判断すべきである。

(3) 河川管理の特質及びそれに基づく諸制約を踏まえた河川管理の瑕疵の判断基準

ア 河川管理の特質

国賠法2条1項において公の営造物の例として挙げられている河川は、本来自然発生的な公共用物であり、管理者による公用開始のための特別の行為を要することなく自然の状態において公共の用に供される物であるから、当初から人工的に安全性を備えた物として設置され、管理者の公共の用に供される道路その他の営造物とは性質を異にし、もともと洪水等の自然的原因による災害をもたらす危険性を内包している。

したがって、河川の管理は、道路の管理等とは異なり、本来的にこのような災害発生危険性をはらむ河川を対象として開始されており、河川の通常備えるべき安全性の確保は、管理開始後において、予想される洪水等による災害に対処すべく、堤防の安全性を高め、河道を拡幅・掘削し、流路を整え、又は放水路、ダム、遊水池を設置するなどの治水事業を行うことによって逐次達成されることが当初から予定されているものである。

イ 河川管理の特質に基づく諸制約

治水事業については、議会が国民生活上の他の諸要求との調整を図りつつその配分を決定する予算の下で、各河川について過去に発生した水害の規模、頻度、発生原因、被害の性質等のほか、降雨状況、流域の地形等の自然的条件及び開発その他の土地利用の状況、各河川の安全度の均衡等の諸事情を総合勘案し、それぞれの河川についての改修などの必要性、緊急性を比較しつつ、その程度の高いものから逐次これを実施していくほかないという財政的制約、流域全体について総合的に調査検討の上、緊急に改修を要する箇所から段階的に、また、下流から上流に向けて行うことを要するなどの技術的制約、流域の開発等による雨水の流出機構の変化や治水用地の取得難などの社会的制約が存在する。

ウ 河川管理の瑕疵の判断基準

(7) 以上のような河川管理の特質及びそれに基づく諸制約があることを踏まえ、大東判決は、河川管理の瑕疵の有無に関し、「河川の管理には、

以上のような諸制約が内在するため、すべての河川について通常予測し、かつ、回避しうるあらゆる水害を未然に防止するに足りる治水施設を完備するには、相応の期間を必要とし、未改修河川又は改修の不十分な河川の安全性としては、右諸制約のもとで一般に施行されてきた治水事業による河川の改修、整備の過程に対応するいわば過渡的な安全性をもつて足りるものとせざるをえない」として、河川については、道路その他の営造物の管理の場合とは、その管理の瑕疵の有無についての判断の基準がおのずから異なったものとならざるを得ないことを示した。

その上で、大東判決は、「前示のような河川管理の特質に由来する財政的、技術的及び社会的諸制約が解消した段階においてはともかく、これらの諸制約によつていまだ通常予測される災害に対応する安全性を備えるに至っていない現段階においては、当該河川の管理についての瑕疵の有無は、過去に発生した水害の規模、発生の頻度、発生原因、被害の性質、降雨状況、流域の地形その他の自然的条件、土地の利用状況その他の社会的条件、改修を要する緊急性の有無及びその程度等諸般の事情を総合的に考慮し、前記諸制約のもとでの同種・同規模の河川の管理の一般水準及び社会通念に照らして是認しうる安全性を備えていると認められるかどうかを基準として判断すべきである」とし、河川管理の瑕疵の有無を判断する際の一般的な判断基準を示した。

- (イ) また、安曇川判決は、河川の管理上、河川管理者に河川管理施設を設置する義務が生じるのはいかなる場合かについて、「河川管理のため河川のどの地点にいかなる管理施設を設置すべきかは、河川管理者がその河川の特性、河川全流域の自然的・社会的条件、河川工事の経済性等あらゆる観点から総合的に判断して決めるべきことであり、単にある特定の地点に河川の氾濫による災害の生ずるおそれがあるとか、災害が生じたとか、あるいは河川管理者がたまたま住民私有の堤防を占有、使用して

いた等の事実があることから直ちに河川管理者に右地点に堤防を築造する義務又は既存の住民私有の堤防を買い受ける義務があるとはいえないのであつて、河川管理者にそのような義務があるというためには、前述のようなあらゆる観点から総合的に判断して、河川管理上その地点に河川管理施設を設置することが必要不可欠であることが明らかであり、これを放置することがわが国における河川管理の一般的水準及び社会通念に照らして河川管理者の怠慢であることが明白であるといえるような特別な事情のあることを必要とする」と判示した。

(4) 両ダムの平成8年変更後の操作規則に係る瑕疵の判断基準

河川管理の特質及びそれに基づく諸制約並びにこれらを踏まえた河川管理の瑕疵の有無について大東判決及び安曇川判決の示した判断基準は、上記(3)のとおりであるところ、治水ダムや多目的ダムは、洪水調節を目的とし、河川と機能的に一体となって河川の安全性を確保する治水事業の一環として設置、管理される営造物である上、法的にみても、河川管理施設として河川法上の「河川」に含まれるものである(河川法3条1項、2項)。それゆえ、その操作方法について定める操作規則の策定、変更は、正に河川管理の一内容としての性質を有するものにほかならず、したがって、平成8年変更後の操作規則に係る瑕疵の有無は、河川管理の瑕疵の有無の問題として把握するのが相当である。

また、治水ダム又は多目的ダムが、将来の防御目標として設定していた規模の降雨に対し、洪水調節をすることによって目標どおりに下流域の洪水を防ぐことができるようにするためには、当該ダムについて必要な洪水調節容量及び放流能力が備わっているだけでなく、ダムの下流域においても、河道整備の目標が達成され、ダムからの放流水を安全に流下させるだけの流下能力、治水安全度を有している状態にあることが併せて必要になる。しかるところ、被告国第5準備書面第2の2(1)(12及び13ページ)で述べたとお

り、平成7年当時の肱川においては、愛媛県管理区間の菅田地区等並びに国の直轄管理区間の大洲市及び長浜町において堤防未整備の箇所があり、上下流間の治水安全度が均衡していない上、全体としての治水安全度は1/3年確率（3年に1度程度の規模の降雨により被害発生が見込まれる状態）以下であるなど、河道の治水安全度が大幅に不足しているという状況にあった。また、被告国第2準備書面第2の2(2)イ(i)（11ページ）において述べたのと同様に、降雨についての正確な予測は困難であり、洪水調整のためのダム操作についてはこの点で大きな技術的制約があった。このように、平成8年の操作規則の変更は、当時の肱川流域において財政的、社会的、技術的制約といった諸制約によって堤防が未整備の地区が存在するなど河川整備の途上にあり、かつ、河川整備と同様に山鳥坂ダムの整備についても完成までには時間を要する状況にあったために、その当時のダムの洪水調節容量及び放流能力の範囲内で洪水調節を行うに当たって、計画洪水以下の規模の洪水であっても洪水規模によってはある程度の被害が生じることは避けられない状況下で行われたものであった。

かかる状況を前提に、下流域の洪水被害をできるだけ軽減することを目指して、既設ダムが有する洪水調節容量及び放流能力を十分に活用することができるようにするための新たな操作規則を策定するに当たっては、いかなる規模の洪水に対する洪水調節を重視するか、いかなる地域におけるどのような被害発生防止を重視するか等の様々な点において、河川管理者によるその河川の特長、河川全流域の自然的・社会的条件等あらゆる観点からの総合的な判断を必要とするのであって、その性質上、あるべき操作規則の内容が一意に定まるものではない。また、河川整備が財政的、技術的及び社会的諸制約の下で相応の期間をかけて実施されるべき事業であり、ダムの洪水調節の在り方もまた河川整備の状況に大きく影響され得ることからすれば、河川整備の途上において、独りダムの洪水調節のみによって通常予測し得るあらゆる

る水害（上記のとおり、これにはダムが将来の防御目標として設定していた規模の降雨によるものも含まれる。）を未然に防止することは不可能である。

以上のようなダム操作規則の意義、ダムと河道との関係、そして、平成8年操作規則変更時の具体的状況を考慮すると、平成8年変更後の操作規則に係る瑕疵の有無について判断するに当たっても、大東判決及び安曇川判決の示した上記判断基準を踏まえた判断を行うべきであり、平成8年変更後の操作規則の瑕疵の有無は、過去に発生した水害の規模、発生の頻度、発生原因、被害の性質、降雨状況、流域の地形その他の自然的条件、土地の利用状況その他の社会的条件、変更を要する緊急性の有無及びその程度等諸般の事情を総合的に考慮し、その内容が、財政的、技術的及び社会的制約の下での河川管理の一般的水準及び社会通念に照らして是認し得る安全性を欠いていることが明白であるといえるか否かによって判断されるべきである。

2 両ダムの平成8年変更後の操作規則に瑕疵はないこと（両ダムの平成8年変更後の操作規則は、大東判決及び安曇川判決の示した考慮事情を適切に考慮した上で策定されたこと）

(1) 操作規則の変更を要する緊急性及びその程度を考慮したこと

被告国第6準備書面第1の2(4)(15及び16ページ)において述べたとおり、平成8年の操作規則変更は、かねてより肱川流域においては中小規模の洪水に度々見舞われ、両ダムの洪水調節機能の改善が要望されていたところ、それほど大規模な降雨ではなかったにもかかわらず東大洲地区を中心とする中下流域の広範囲で多大な浸水被害をもたらした平成7年7月洪水が発生し、これを受けて、中小規模の洪水による浸水被害の発生を軽減させることが焦眉の課題として認識されていた中で行われたものである。

そして、平成8年の操作規則変更に当たっては、既設ダムの洪水調節能力を有効活用し、洪水調節効果をより一層発揮させることで、発生頻度の高い中小規模の洪水による浸水被害の発生を軽減させるべく、様々な検討が行わ

れ、その結果として、平成8年変更後の操作規則が策定された。

以上より、平成8年変更後の操作規則は、操作規則の変更を要する緊急性及びその程度（発生頻度の高い中小規模の洪水による浸水被害の軽減に向けた対応を早急に執る必要があったこと）が適切に考慮されたものと評価することができる。

(2) 流域の地形その他の自然的条件を適切に考慮したこと

被告国第1準備書面第2の2（26及び27ページ）、同第2の5（34ないし39ページ）などでも述べたとおり、肱川流域は、梅雨期と台風期に降雨が多い上に、中流部の大洲盆地に支川が集まっていること（洪水が集中しやすい地形）、河床勾配が非常に緩いこと（洪水が流れにくい地形）、大洲盆地から下流は山が両岸から迫り、河口に行くほど平野の広がりがないこと（洪水がはけにくい地形）という、洪水を受けやすい地域特性を本来有しているとともに、河川整備事業の進捗によっても、このような特性を克服するには至っていなかった。

平成8年の操作規則変更に当たっては、肱川の下流域は、その地域的な特性によって閉鎖型の氾濫形態を有する大小数か所の平地部が偏在しており、各地区の現状治水安全度にもバラツキがあるといった、肱川の洪水を受けやすい地域特性が検討の前提として考慮されている。また、このような自然的条件に関わる考慮事情は、洪水被害の防御目標の設定や、調節方法の決定とシミュレーションによるその評価の各場面において、基本的な条件として常に具体的に考慮されている。

以上より、平成8年変更後の操作規則は、流域の地形その他の自然的条件を適切に考慮して策定されたものと評価することができる。

(3) 土地の利用状況その他の社会的条件を適切に考慮したこと

肱川流域のうちでも、下流域に位置する大洲盆地は古来より洪水被害を受けやすい地域であったといえるところ、被告国第1準備書面第2の2（26

及び27ページ)で述べたとおり、大洲盆地では、大洲市東大洲地区が平成5年「八幡浜・大洲地方拠点都市地域」の指定を受け、平成8年当時、四国縦貫自動車道の延伸と相まって内陸型の産業拠点地域として、多くの企業が進出するなど肱川流域及び南予地方の拠点として発展しつつあり、市街化も進み、大洲市は、肱川流域内で最も多くの人口を有している状況であった。

平成8年の操作規則変更にあたっては、東大洲地区が、それより下流域の春賀、八多喜等の閉鎖型氾濫域や、それより上流域の菅田地区(堤防未整備地区)に比べ、氾濫面積が広く、市街化が進み浸水戸数が多いため、氾濫被害が極めて甚大であったことから、洪水被害の目標を、東大洲地区の宅地浸水とし、同地区において宅地浸水被害が発生する流量を目標流量として設定した上で、様々な放流方法が比較検討されており、これは、正に、肱川流域の土地の利用状況その他の社会的条件を考慮したものである。

以上より、平成8年変更後の操作規則は、土地の利用状況その他の社会的条件を適切に考慮して策定されたものと評価することができる。

(4) 過去に発生した水害の規模、発生の頻度、発生原因、被害の性質及び降雨状況を適切に考慮したこと

ア 被告国第6準備書面第1の2(1)(9ないし11ページ)において述べたとおり、平成8年の操作規則変更は、野村ダムが完成した昭和57年以降においても、両ダムの洪水調節容量が十分に活用されず、それほど大規模とはいえない降雨によっても浸水被害が度々発生してしまうことが避けられないと考えられたことなどから変更が検討されたものである。具体的な操作規則の内容の検討にあたっては、あらゆる洪水被害を防ぐことは不可能であることから、新たな操作ルールによる洪水防御の目標を、肱川下流域の中でも氾濫面積が広く、市街化が進み浸水戸数が多いため、ひとたび氾濫が生じた場合に甚大な被害が生ずるおそれのある東大洲地区の宅地浸水と定義した上で、同地区に宅地浸水被害が発生する流量(毎秒2200

立方メートル) を目標流量として設定し、これに対応する両ダムのダム地点における対応流量及び洪水調節開始流量を検討した上、考え得る複数の操作ルール案を、過去に実際に発生した洪水(実績8洪水等)や、過去に実際に発生した洪水の規模を拡大・縮小して得られる洪水(実績11洪水を基にした計55洪水)に適用したシミュレーションによって各操作ルール案の洪水調節効果の評価を行うという方法がとられた。また、上記の対応流量の算出に当たって、既往の全洪水の平均と小田川流域の雨量が多かった洪水の平均のそれぞれについて検討を行い、実績8洪水及び実績11洪水の選定に当たっては、洪水の発生原因に偏りが無いことが条件とされていた。

このように、平成8年の操作規則変更は、過去に発生した水害の規模、発生頻度を考慮するほか、被害の性質に着目して洪水防御の目標を定め、過去に発生した水害の発生原因や降雨状況等が一樣でないことを踏まえてシミュレーションの対象とする洪水の偏りが無いよう配慮するなどした上で、複数の操作ルール案について洪水調節効果の評価を行い、新操作規則の策定にまで至ったものであって、平成8年変更後の操作規則は、過去に発生した水害の規模、発生頻度、発生原因、被害の性質及び降雨状況を適切に考慮して作成されたものと評価することができる。

イ 上記についてふえんとすると、まず、両ダムの平成8年変更後の操作規則が発生頻度の高い中小規模洪水に対して優れた洪水調節効果を発揮するものであることは、被告国第6準備書面第1の3(2)(18及び19ページ)において述べたとおりである。

すなわち、両ダムの平成8年の操作規則変更は、発生頻度の高い中小規模の洪水に対する洪水調節効果を向上させることを目的としておこなわれたものであるところ、平成8年変更後の操作規則で採用された操作ルールは、旧操作規則と比較しても大洲地点のピーク流量(全洪水平均)を低

減する効果が最も大きいとの結果が得られ、①近年発生した実績 8 洪水を対象とした場合の、下流氾濫域に対する洪水調節効果が最も大きい、②最大放流量が現状の流下能力内に収まり、ダム直下流地区に悪影響を及ぼさない、③放流量の増加量も、ダム直下流地区に悪影響を及ぼさない程度に制御し得るなどの点において、総合的に最も優れていると評価されたものである（本件報告書（乙A66号証）7-56ページ）。そして、この操作ルールは、大洲地点の最大流量が毎秒2860立方メートル（おおむね1/13年確率）程度を下回る規模の洪水（検討当時において、既往洪水の8割がこれに該当していた。）については、旧操作規則を適用した場合と比較して高い洪水調節効果を期待することができると推察することができるとの結果が得られたものであった（本件報告書8-31ページ）。

ウ また、両ダムの平成8年変更後の操作規則が大規模洪水に対応できないものではないことは被告国第6準備書面第1の3(3)イ(20及び21ページ)において述べたとおりである。

すなわち、平成8年変更後の操作規則について、旧操作規則を適用した場合との比較を行った結果、大洲地点の最大流量が毎秒2860立方メートル（おおむね1/13年確率）程度を上回る規模の洪水については、計画洪水において洪水調節効果を最大限発揮するという観点から設定された旧操作規則の方が洪水調節効果が高いとの結果が得られたものの、ここでの放流量の増加の程度は、大洲地点の最大流量の平均値において、1/20年確率の場合に毎秒68立方メートル、1/40年確率の場合に毎秒185立方メートル及び1/100年確率の場合に毎秒53立方メートル程度であり、これらの規模の降雨に対して旧操作規則によってダム操作を行った場合の最大流量の平均値（それぞれ、毎秒3186立方メートル、毎秒3957立方メートル及び毎秒5233立方メートル）と比べて大幅な増加とまではいえないことなどに照らせば、平成8年変更後の操作規則

による最大流量の増加量は旧操作規則に比してわずかな程度にとどまっていると評価することができた。(以上につき、本件報告書 8-30 及び 31 ページ)

(5) 小括

以上のとおり、両ダムの平成 8 年変更後の操作規則は、過去に発生した水害の規模、発生の頻度、発生原因、被害の性質、降雨状況、流域の地形その他の自然的条件、土地の利用状況その他の社会的条件、変更を要する緊急性の有無及びその程度等といった、大東判決及び安曇川判決の示した考慮事情を適切に考慮した上で策定されたものである。その内容も、発生頻度の高い中小規模洪水に対して優れた洪水調節効果を発揮するものであり、かつ、大規模洪水に対応できないものではなかったといえ、財政的、技術的及び社会的制約の下での河川管理の一般的水準及び社会通念に照らして是認し得る安全性を欠いていることが明白であるということとはできない。したがって、平成 8 年変更後の操作規則に国賠法 2 条 1 項の瑕疵はない。

3 本件降雨当時においても、平成 8 年変更後の操作規則に瑕疵はないこと（平成 8 年の操作規則変更から本件降雨に至るまでの間、操作規則の実質的な変更を要する事情がなかったこと等）

(1) 平成 8 年変更後の操作規則は、本件降雨に至るまでの間、多数の洪水において洪水被害の防止又は軽減の効果を発揮してきており、また、両ダムの洪水調節容量、両ダムを取り巻く自然的条件及び肱川の河川整備の状況等といった、ダムが洪水調節能力を発揮するための前提となる諸事情について、根本的な変更は生じておらず、平成 8 年の操作規則変更から本件降雨に至るまでの間、操作規則の実質的な変更を要する事情は生じていなかった。

具体的には、まず、前記第 3 の 6 (1) のとおり、平成 8 年変更後の操作規則は、実際にも、数多くの洪水において洪水調節機能を発揮してきており、野村ダムでは、平成 8 年から本件降雨の前年までの間に実施した 22 回の洪水

調節のうち、旧操作規則では洪水調節を実施しなかった流量である毎秒300立方メートル以上毎秒500立方メートル未満の15洪水で洪水調節を実施して放流量を低減させた結果、災害防止にその効果を発揮し、また、その余の洪水においても災害防止の効果を発揮しており、鹿野川ダムにおいても、平成8年から本件降雨の前年までの間、洪水調節を30回実施し、そのうち26洪水で放流量を毎秒600立方メートル以下に低減させるなど、同様に災害防止にその効果を発揮していた。

一方、ダムが洪水調節能力を発揮するための前提となる諸事情について見ると、両ダムの洪水調節容量は、平成8年以降本件降雨に至るまで同一であった（鹿野川ダムにおいてはトンネル洪水吐が新設された平成31年3月まで変わりはなく（甲A11号証52枚目）、野村ダムにおいては現在に至るまで同一である。）。また、前記第3の1で述べた肱川流域の自然的条件や社会的条件にも変わりはなかった。前記第3の6(2)のとおり、本件整備計画に従い、築堤、宅地嵩上げ等、治水の上下流バランスを考慮した河川整備が進められている状況であるものの、大洲盆地より下流部においては堤防未整備箇所が多く残っており、いまだ流下能力が低い状況にあるし、肱川本川の愛媛県管理区間については、堤防が未整備の菅田地区等が存在し、依然として流下能力が低いままであった。

加えて、ダムの操作規則については、河川管理に係る技術的制約のほかに、河川への流出量（ダムへの流入量）の正確な予測が困難であるという技術的制約があるところ、前記第3の8(3)において述べたとおり、平成30年当時における降水短時間予報の予測精度の指標（スコア）は、0.53にとどまっており、この技術的制約が解消されたものでもなかった。

(2) その上で、平成8年変更後の操作規則について、本件降雨との関係で見ても、本件降雨は、野村ダムのダム地点において2日間で421ミリメートルの降雨（258年に1度発生する規模の降雨）、鹿野川ダムのダム地点で同じ

く380ミリメートルの降雨（145年に1度発生する規模の降雨）を記録するなど、計画規模（100年に1度発生する規模の降雨）を大きく上回るものであったものの（甲A11号証25ないし27枚目）、仮に本件降雨が平成30年7月7日午前6時よりも前に予測されていた程度に収まっていれば、両ダムにおいて異常洪水時防災操作へ移行したとしても、両ダムからの最大放流量は最大流入量を下回り、野村ダムからの放流量も野村地区における流下能力の範囲内か、多少超える程度に収まっていたものと考えられる（乙A82号証、乙A83号証）。しかるに、本件降雨において本件洪水が発生するに至ったのは、野村ダムの貯水位がただし書き操作開始水位に達する直前の同日午前6時以降、これまでの予測に反して突如強い雨域が出現し、降雨量が急増し（甲A11号証77ページ、乙A82号証、証人川西21及び22ページ）、最終的に計画規模を大きく上回る降雨となったことによるものであって、外れ値ともいふべき本件降雨により本件洪水が生じたものであった。加えて、被告国第6準備書面第1の3(4)（21及び22ページ）において述べたとおり、ダムがない場合と比較して、野村ダムは、下流の堤防未整備地区である菅田地区が浸水を開始する放流量である毎秒300立方メートル以上の放流開始を約4時間、ダム直下の河道の流下能力を超える放流量である毎秒1000立方メートル以上の放流開始を約40分それぞれ遅らせ、鹿野川ダムは、菅田地区が浸水を開始する放流量である毎秒600立方メートル以上の放流開始を約4時間、ダム直下の河道流下能力を超える放流量である毎秒2300立方メートル以上の放流開始を約40分それぞれ遅らせたほか、大洲第二水位観測所を基準とすれば、ダムがない場合に予想された最高水位（8.88メートル）よりも水位を70センチメートル以上下げたほか、氾濫危険水位である5.80メートルに到達するまでの時間を約1時間遅らせるとともに、同水位を超過した時間を約40分短縮するなどの治水効果を発揮したものであって（甲A11号証57枚目）、両ダムの平成8年変更後の操

作規則は、計画洪水を大きく上回る本件降雨に際しても一定の洪水調節効果を発揮し、洪水被害を軽減するものであった。

(3) 前記2のとおり、両ダムの平成8年変更後の操作規則に瑕疵はないところ、以上のとおり、平成8年の操作規則変更から本件降雨に至るまでの間、操作規則の実質的な変更を要する事情はなく、また、両ダムの平成8年変更後の操作規則は、本件降雨との関係でも、一定の洪水調節効果を発揮したものといえるから、本件降雨当時においても平成8年変更後の操作規則に瑕疵はない。

4 平成8年変更後の操作規則が洪水調節規定本文に定める方法以外の方法による洪水調節を許す場合をダムの貯水位が異常洪水時防災操作を開始する水位に達した場合に限っていることに瑕疵がないこと

原告らは、平成8年変更後の操作規則が洪水調節規定本文に定める方法（本則操作）以外の方法による洪水調節を許す場合を、ダムの貯水位が異常洪水時防災操作を開始する水位に達した場合に限っていることに瑕疵がある旨主張する（原告ら第16準備書面第3の6・10及び11ページ）。

しかし、被告国第3準備書面第3の3(3)イ(42ないし44ページ)において述べたとおり、異常洪水時防災操作の開始について、「施設の操作の基準となる水位」（河川法施行令9条1号）としての定めが操作規則にあることは、何ら不当・違法ではない。

また、被告国第8準備書面第2の5(4)(34及び35ページ)において述べたとおり、現在の気象予測の精度には限界があり、気象予測や肱川洪水予測システムに従って、操作規則の洪水調節規定本文に定める方法以外の方法による洪水調節を行うことは困難である上、実質的にも相当でない。元々相当慎重なダム操作が求められる洪水調節を行っている中で、しかも、精度に限界がある気象予測を基に、的確に判断することはもとより困難である。むしろ、異常洪水時防災操作の開始について貯水位の基準を設けていることは、一定開度方式

から異常洪水時防災操作への操作の切り替えの判断基準を明確にし、両ダムにおける放流操作に安定性をもたらすものであって、合理的であるといえる。

なお、本件降雨後に変更された両ダムのただし書き操作要領においても、貯水位が「ただし書き操作開始水位」に達することなどが異常洪水時防災操作の開始要件とされており（甲A42号証、甲A43号証）、引き続き貯水位の基準が設けられている上、その「ただし書き操作開始水位」も、本件降雨当時と同じ貯水位である（野村ダムにおいて標高169.4メートル、鹿野川ダムにおいて標高87.5メートル）。

したがって、平成8年変更後の操作規則が洪水調節規定本文に定める方法（本則操作）以外の方法による洪水調節を許す場合を、ダムの貯水位が異常洪水時防災操作を開始する水位に達した場合に限っていることに瑕疵はない。

5 異常洪水時防災操作を開始することがダムの操作規則の瑕疵を基礎づけるものではないこと等

原告らは、平成8年変更後の操作規則は変更の必要性が認識された時点で早期に変更可能なものであるなどと述べて、平成8年変更後の操作規則には大東判決が指摘するような河川の管理に存在する時間的制約や社会的制約が存在せず、大東判決の射程は及ばない旨主張した上で（原告ら準備書面5第1の5(9)・19ページ、原告ら準備書面16第3の1・7及び8ページ）、ダムの管理方法や洪水調節容量等に係る規則等の内容が適正を欠くことが操作規則等の瑕疵であるとし（訴状の補正書3第3の3(1)・13ページ）、具体的には、平成8年変更後の操作規則では、ピーク流量に達する前に異常洪水時防災操作を開始することとなり計画洪水に対処できない（原告ら準備書面5第1の5(2)及び(3)・12ないし14ページ、原告ら準備書面16第3の2・8及び9ページ等）、操作規則等は、緊急放流（異常洪水時防災操作）をできるだけ避けることができるよう、未曾有の豪雨はもちろん、あり得るあらゆる事態を想定して策定しなければならない（原告ら準備書面18第1の2・2及び3ページ）などと主張

する。

しかしながら、まず、原告らが本件に大東判決の射程が及ばないとする点は、前記1(4)及び被告国第7準備書面第1の2(2)(3ないし5ページ)で述べたとおり、河川整備が途上である段階では河川整備完成時点の流下能力を備えるに至っていない下流地点が存在しており、そのような地域の浸水被害の発生を防止又は軽減することについても当然配慮した上でダムによる洪水調節を行う必要があることを何ら考慮しておらず、操作規則の瑕疵の有無の判断方法として失当である。

また、原告らが、計画洪水に対処できないとして平成8年変更後の操作規則の内容に瑕疵があるなどとする点については、被告国第8準備書面第2の5(3)ア(7)(27ページ及び28ページ)で述べたとおり、洪水は、どのような降雨が、どの場所に、どのくらいの期間続くかによって、ダムへの流入量やその波形が変わるのであって、最大(ピーク)流入量というただ一つの数値によって洪水調節の在り方が決定づけられるものではないところ、原告らのかかる主張はこの点の理解を欠いており、前提に誤りがある。また、旧操作規則の下で生じた平成7年7月洪水において異常洪水時防災操作への移行を回避したにもかかわらず甚大な浸水被害が発生したように、河川整備が途上にある段階においては、ある操作規則に定められた洪水調節方法の適用によって異常洪水時防災操作への移行を回避できることは、下流地点の浸水被害を防止又は軽減することができることを必ずしも意味するものではないところ、治水ダムや多目的ダムの下流域の洪水被害をできるだけ軽減するという目的に鑑みると、少なくとも、河川整備が途上にある段階においては、当該ダムの操作規則に定められた洪水調節方法の適否(瑕疵)は、当該洪水調節方法の適用によって異常洪水時防災操作への移行を防ぐことができるか否かによって判断されるべきではない。

なお、前記3(2)のとおり、仮に本件降雨が平成30年7月7日午前6時よりも前に予測されていた程度に収まっていれば、両ダムにおいて異常洪水時防災

操作へ移行したとしても、両ダムからの最大放流量は最大流入量を下回り、野村ダムからの放流量も野村地区における流下能力の範囲内か、これを多少超える程度に収まっていたものと考えられる（乙A82号証、乙A83号証）。しかるに、本件降雨において本件洪水が発生するに至ったのは、同時刻以降、それまでの予測に反して突如強い雨域が出現し、降雨量が急増し（甲A11号証77ページ、乙A82号証、証人■■■■21及び22ページ）、最終的に計画規模を大きく上回る降雨となったことによるものであるから、外れ値ともいふべき本件降雨により本件洪水が生じたことも、平成8年変更後の操作規則についての瑕疵を基礎づけるものではない。

6 小括

以上のとおり、平成8年変更後の操作規則は、その内容において、河川管理の一般的水準及び社会通念に照らして是認し得る安全性を備えており、何ら瑕疵はなかった。また、ダムが洪水調節能力を発揮するための前提となる諸事情については平成8年頃と本件降雨当時で根本的な変更は生じていないのであって、平成8年変更後の操作規則は、本件降雨当時においても河川管理の一般的水準及び社会通念に照らして是認し得る安全性を備えていたといえ、何ら瑕疵はないといふべきである。

したがって、両ダムの設置及び管理に国賠法2条1項の瑕疵はない。

第5 両ダム所長が本件降雨に際して行った放流操作に何ら違法な点はないこと (争点②)

1 国賠法1条1項にいう違法の意義

被告国第2準備書面第3の2(1)(22及び23ページ)で主張したとおり、国賠法1条1項にいう違法とは、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいい、同項の違法と評価される職務上の法的義務違反が認められるのは、公務員の行為

が単に法的な義務に違反しただけでなく、当該公務員が、損害賠償を求めている個別の国民に対する関係において、その権利又は利益を保護すべき個別具体的な職務上の法的義務を負担し、かつ、当該公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と当該行為をしたと認め得るような事情がある場合に限られると解するのが相当である。

2 ダムの管理や操作を現に担うダム所長は、河川法ないし特ダム法上、定められた操作規則に従ってダムの操作を行うことが義務付けられていること

被告国第2準備書面第3の2（22ないし27ページ）において述べたとおり、河川管理者及び多目的ダムを管理する国土交通大臣は、河川法又は特ダム法上、各法の政令に規定された事項（別紙1記載第1の3及び第2の2参照）についてダムの操作規則を定める義務がある上、これらを定め又は変更しようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議し、関係都道府県知事等の意見を聴く義務を課されている（河川法14条、特ダム法31条）。河川管理者又は国土交通大臣が、あらかじめ、関係行政機関の長との協議や関係都道府県知事等の意見を聴くなどの手続を経た上で操作規則を定め、又は変更しなければならないとされているのは、ダムの操作が流水によって生ずる公利の増進又は公害の除去若しくは軽減について果たす役割は極めて大きく、その管理、操作が関係行政機関や関係都道府県等にも多大な影響を与えるため、それらが適正に行われることを確保する必要があるからであり（乙A19号証参照）、河川管理者は、上記手続を経て定められた操作規則に従ってダムの操作を行うべきことが義務付けられていると解すべきである。

以上によれば、ダムの管理や操作を現に担うダム所長は、河川法ないし特ダム法上、ダムの操作規則に定められた操作方法を逸脱し、その操作方法とは全く異なるダム操作をすることができる権限を有しておらず、このような権限を行使すべき職務上の法的義務を負っていないというべきである。

上記のとおり、ダムの操作が関係地域に与える影響は多大なものであるとこ

ろ、ダムの管理や操作を現に担うダム所長は、操作規則という指針があるからこそ、安定的にダムの管理や操作を行うことができるのであって、操作規則に反した操作を行うことが法的に義務付けられる場合があるとなれば、操作規則は指針としての意義を失い、ダム所長は、操作規則を逸脱した操作を行う必要があるか否かという困難な判断を常に求められることとなり、かえって全国的に不適正なダムの操作を誘発する結果を招くことになりかねないのであって、到底容認できない。

3 両ダム所長は、本件降雨に際し、定められた操作規則等に従って適切に両ダムの操作を行ったこと

(1) 野村ダムにおける放流操作は定められた操作規則等に従って行われたこと

野村ダム管理所長は、平成30年7月4日午後9時30分頃、貯留関数法に基づく計算結果上、同月6日に異常洪水時防災操作を実施するとの予測が出ていたことや、総雨量が400ミリメートルを超えるとの予測が出ていたことから、野村ダム操作規則（甲A1号証）22条1項3号の「特にやむを得ない理由があるとき」に該当し、貯水位を洪水貯留準備水位である標高166.2メートルから更に低下させる放流操作を行う必要があると判断し、事前放流に関して利水者との協議を開始した（証人■■■3ないし8ページ、別紙2記載番号13）。

野村ダム管理所長は、同月5日午前9時頃、利水者との間で事前放流に関する協議を完了し、同日午前9時30分から、事前放流による貯水位の低下が貯水池周辺斜面に及ぼす影響（地すべりの危険性）を考慮し、1日当たりの貯水池低下速度を1.5メートル程度として事前放流を開始した（証人■■■7及び8ページ、別紙2記載番号14及び15）。野村ダム管理所長は、事前放流を継続していたが、同月6日午後8時50分頃から、野村ダムへの流入量が放流量とほぼ同一である毎秒約260立方メートルを超える状況となったため、同日午後9時までには、貯水位を標高162.74メートルまで低

下させ、洪水調節容量として約600万立方メートルを確保したところで、事実上事前放流が終了した（証人■■■■8及び9ページ、別紙2記載番号19及び20）。

その後、野村ダムへの流入量が、同日午後9時56分に毎秒319.17立方メートルとなり、野村ダム操作規則17条1号に定められた洪水調節開始流量に達したため、同日午後10時から、同号に基づき、放流量を毎秒300立方メートル一定とする放流操作を行った（証人■■■■9ページ、別紙2記載番号23及び24）。

野村ダムの貯水位が同月7日午前5時48分時点で標高167.9メートルを超え、標高167.97メートルとなったことから、野村ダム管理所長は、同日午前5時50分頃、野村ダム操作規則17条2号に基づき、ダムからの放流量を毎秒400立方メートルに増加する操作を開始した（別紙2記載番号40及び41）。

そして、野村ダムの貯水位が同日午前6時17分時点でただし書き操作開始水位である標高169.4メートルを超え、標高169.45メートルとなり、その後さらにサーチャージ水位を超えることが予測されていたことから、野村ダム管理所長は、同日午前6時20分、野村ダム操作規則17条ただし書及び野村ダムただし書き操作要領（甲A7号証）4条1項に基づき、異常洪水時防災操作を開始した（証人■■■■23ページ、別紙2記載番号44及び45）。

異常洪水時防災操作は、同日午後1時に終了した（証人■■■■23ページ、別紙2記載番号54）。

(2) 鹿野川ダムにおける放流操作は定められた操作規則等に基づいて実施されたこと

山鳥坂ダム工事事務所長は、平成30年7月3日午前6時30分時点で、肱川洪水予測システム（長期）の36時間累計雨量の予測値が134.7ミ

リメートルとなり、鹿野川ダム貯水池への流入量が洪水調節開始流量を上回る可能性が生じたことから、鹿野川ダム予備放流実施要領（乙A80号証）5条2号に該当するとして鹿野川ダム操作規則15条に基づき予備放流をする必要があると判断するとともに、鹿野川ダム事前放流実施要領（甲A76号証）5条1項2号に該当するとして鹿野川ダム操作規則（甲A2号証）21条1項3号及び同操作細則（甲A6号証）8条2号に基づく事前放流を実施する必要があると判断した（乙A79号証、証人■■■■2及び3ページ）。

そこで、山鳥坂ダム工事事務所長は、同日午前10時30分頃から予備放流を開始し、同日午後5時45分頃、予備放流水位である標高81メートルまで貯水位を低下させた後、事前放流に移行し、同日午後10時20分頃、事前放流実施要領2条に定められた事前放流水位である標高80メートルまで貯水位を低下させた（証人■■■■3ページ、別紙2記載番号11及び12）。

肱川洪水予測システム（長期）が、同月4日午後9時30分頃、36時間の累計雨量が300ミリを上回るとの予測を示したことなどから、山鳥坂ダム工事事務所長は、鹿野川ダム操作規則21条1項3号及び同操作細則8条2号に基づき、更なる事前放流を実施し、同月6日午前3時頃には、貯水位を標高77.45メートルまで低下させた（乙A79号証の1、証人■■■■3及び4ページ、別紙2記載番号17）。

鹿野川ダムへの流入量が同月7日午前2時30分頃には毎秒600立方メートルを超え、毎秒601.91立方メートルとなったことから、山鳥坂ダム工事事務所長は、放流量を、鹿野川ダム操作規則21条2項に定める上限値である毎秒600立方メートル一定とする放流操作を行った（乙A78号証証人■■■■6及び7ページ、別紙2記載番号28及び33）。

鹿野川ダムの貯水位が同日午前4時15分頃に予備放流水位である標高81.0メートルを超えたことから、山鳥坂ダム工事事務所長は、鹿野川ダム操作規則16条1号に基づき、洪水調節を開始した（別紙2記載番号33）。

鹿野川ダムの貯水位が同日午前6時32分時点で標高84.0メートルを超え、標高84.01メートルとなったことから、山鳥坂ダム工事事務所長は、その頃、鹿野川ダム操作規則16条2号に基づき、ダムからの放流量を毎秒850立方メートルに増加する操作を開始した（別紙2記載番号46）。

鹿野川ダムの貯水位が、同日午前7時35分頃、異常洪水時防災操作の開始水位である標高87.5メートルを超え、その後さらにサーチャージ水位を超えることが予測されていたことから、山鳥坂ダム工事事務所長は、その頃、鹿野川ダム操作規則16条ただし書き及び鹿野川ダムただし書き操作要領（甲A8号証）4条1項に基づき、異常洪水時防災操作を開始した（乙A83号証、証人■■■■13ページ、別紙2記載番号49）。

異常洪水時防災操作は、同日午後0時42分に終了した（証人■■■■14ページ、別紙2記載番号53）。

(3) 小括

以上のとおり、両ダム所長は、本件降雨の間を通じて、両ダムの操作規則等を根拠として、両ダムの放流操作に従事していたものであり、洪水調節開始よりもかなり前の時点からは、将来予測が不確実な中でも気象予測や予測システム等を参照するなどして、操作規則等の範囲内で適切に予備放流や事前放流を実施して洪水調節容量を確保し、洪水調節開始後は、定められた操作規則等を逸脱することなく、これらに従って両ダムの操作を適切に行った。取り分け、洪水調節開始後は、ダム操作は貯水位及び流入量を基準として行われるものであり、本件降雨の際に実際に行われた操作以外に許容される操作はなく、誰が行っても同様の操作になるのであって、両ダム所長が行ったダムの操作は、定められた操作規則等に従い操作を行うべきダム所長としての職務上の法的義務を誠実に履行したものにほかならず、このような操作が国賠法上違法であると評価される余地はない。

4 原告らが主張する放流操作は、本件降雨当時の操作規則に反する操作である

ばかりか、実質的にも不相当な結果を招くこと（争点②-1）

(1) 原告らは、両ダム所長は、四国地方整備局長に対して異常洪水時防災操作の申請をした各時点（野村ダムにつき平成30年7月6日午後4時10分頃、鹿野川ダムにつき同日午後4時頃及び同月7日午前2時30分頃）で、平成8年変更後の操作規則に基づいて放流操作をした場合には異常洪水時防災操作を回避できないことや気象庁が呼びかけているような大規模洪水が肱川流域に生じた場合には流域住民の生命・財産が極めて危険な状態になることを予想することができ、また、同操作規則は大規模洪水対策としては適切な内容でないことを承知していたのであるから、四国地方整備局長と協議して、一定率一定量方式である旧操作規則を適用した放流操作か、同方式を採用しているダムの操作規則に倣った放流操作をすべきであった旨主張する（原告ら準備書面28第1の2及び3・2及び3ページ）。

(2) 原告らの上記主張は、前記第4の2(4)ウで述べたとおり平成8年後の操作規則が大規模洪水に対応できないものではなかったこと、前記第3の8(3)で述べたとおり平成30年当時の気象庁の降水短時間予報の予測精度の指標（スコア）が0.53にとどまっており、気象予測の精度に限界があったことを看過ないし度外視している点で前提を誤るものというほかないが、この点をおくとしても、原告らが主張する放流操作は、令和7年7月11日付け被告国第11準備書面（以下「被告国第11準備書面」という。）第1の2(1)（3及び4ページ）で述べたとおり、両ダムの操作規則に反する放流操作であって、許容されないものである。

すなわち、前記3(1)のとおり、野村ダムにおける事前放流は平成30年7月6日午後9時頃に事実上終了しているところ、その後間もない同日午後10時頃には流入量が毎秒300立方メートルを超え、洪水調節が開始され、毎秒300立方メートルを限度とする放流のみが可能となっていた（野村ダム操作規則17条1号）のであるから、事前放流終了以降に一定率一定量方

式に切り替えて放流量を毎秒300立方メートルから徐々に増やすことは野村ダム操作規則上許容されない。

また、鹿野川ダムにおいて旧操作規則と同様の放流操作を行う場合、流入量が毎秒600立方メートルを超えた同日午前2時30分頃以降、毎秒600立方メートル以上の放流量で放流することとなるが、これは、貯留された流水を放流することができる場合の放流量の制限を毎秒600立方メートルとする鹿野川ダム操作規則21条2項や、流入量が毎秒600立方メートルを超えた時は放流量を毎秒600立方メートルを限度とする同操作規則16条1号に明らかに反する操作であって、許容されない。

したがって、両ダム所長においては、原告らが主張するような放流操作を行う権限自体なく、許容されないものであって、そうである以上、両ダム所長に原告らが主張するような放流操作を行う職務上の法的義務があったと認める余地はない。

- (3) さらに、令和7年7月11日付け被告国第11準備書面第2の2（6ないし8ページ）において述べたとおり、原告らが主張する放流操作は、実質的にも不相当な結果を招くものである。

すなわち、堤防未整備地区であり東大洲地区に次ぐ氾濫面積を有する菅田地区における、家屋の浸水被害を生じさせない無害流量に対応する各ダム地点の流量は、野村ダム地点において、流域面積比では毎秒310立方メートル、ピーク流量比では全洪水平平均が毎秒380立方メートル、小田川型洪水平平均が毎秒340立方メートルであり、鹿野川ダム地点においては、流域面積比では毎秒850立方メートル、ピーク流量比では全洪水平平均が毎秒930立方メートル、小田川型洪水平平均が毎秒660立方メートルである（本件報告書（乙A66号証）・5-9ページ）。そして、野村ダムにおいて事前放流が事実上終了し洪水調節に移行した平成30年7月6日午後10時頃の野村ダムへの流入量は毎秒約320立方メートルに迫り（甲A9号証）、また、

鹿野川ダムが異常洪水時防災操作の申請をした同月7日午前2時30分頃の鹿野川ダムへの流入量は毎秒600立方メートルを超えており（乙A29号証の2）、両ダムへの流入量がなおも増加傾向にあった。このような状況で、両ダムにおいて、原告らが主張するような旧操作規則やこれに類する一定率一定量放流方式による放流操作を行えば、必然的に菅田地区の家屋浸水被害を発生させることとなる。そして、このような放流操作を行った後に、気象予測において予測された降雨量に至らず、操作規則に定められた操作を行っていれば浸水被害は生じなかったということとなれば、「中小洪水時には調節効果を発揮し、大洪水にも悪影響を及ぼさない」操作ルールである平成8年変更後の操作規則の意義を損なう操作を行ったものとして、社会的に理解を得られないことは明らかである。

また、例えば、肱川洪水予測システム（短期）の7月7日午前5時時点のデータに基づく予測では、鹿野川ダムにおいては最大放流量は毎秒801立方メートルにとどまり異常洪水時防災操作には至らず（乙A83号証）、野村ダムにおいても、野村ダムからの最大放流量も河道の流下能力を大幅に下回る放流量が予測されており（乙A82号証、証人■■■■14ページ）、かかる予測が現実化していた場合、野村地区や東大洲地区では浸水被害が生じないこととなるが、両ダムにおいて洪水調節開始直後から原告らが主張するような一定率一定量放流方式による放流操作を行っていたとなると、東大洲地区に浸水被害をもたらす水量を放流することとなっていた可能性が高く、操作規則に違反した挙句、東大洲地区に本来生じなかったはずの浸水被害をもらしたとして、社会的非難を免れないこととなることが強く予想される。結局のところ、原告らの主張は、操作規則に違反するかどうか（両ダム所長が本件降雨の当時において負っていた職務上の法的義務に反したものと評価されるか）という観点を無視して、実際に生じた浸水被害の結果に基づいて両ダム所長の放流操作の違法をいうものであって、結果論を述べているにすぎない

といわざるを得ない。

このように、原告らが主張する放流操作は、実質的にも不相当な結果を招くものであって、両ダム所長にかかる放流操作を行う義務があったとは到底いえない。

5 ダム所長は、異常洪水時防災操作の実施中、急激な水位の変動が生じないようにすべき職務上の法的義務を負わないこと（争点②-Ⅱ関係）

(1) 原告らは、野村ダム操作規則（甲A1号証）23条及び鹿野川ダム操作規則（甲A2号証）22条が「所長は、ダムから放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動が生じないように努めるものとする。」と規定していることから、両ダム所長には、異常洪水時防災操作時に両ダムを操作するに当たり、急激な放流量の増加を回避するための措置をとるべき義務があった旨主張する（原告ら準備書面3第1の1・2ないし4ページ等）。

(2) しかし、被告国第3準備書面第3の2（37ないし39ページ）において述べたとおり、野村ダム操作規則23条及び鹿野川ダム操作規則22条は、放流により下流に急激な水位の変動が生じないように努めることを定めるにとどまり、ダム所長に対して、そもそも急激な水位の変動を禁止する職務上の法的義務を負わせる規定ではない。その上、ダムから放流を行う場合の10分間の放流量の増加の限度を定めた野村ダム操作細則（甲A5号証）9条1項は、ダム所長が野村ダム操作規則17条本文の規定によって水位が標高169.4メートル未満の場合に洪水調整を行うときの規定であり、また、同様に放流量の増加の限度を定めた鹿野川ダム操作細則（甲A6号証）9条3項は、ダムによって貯留された流水が洪水時最高水位を超えると予想される場合においては、放流量の増加量について規定した前2項の規定によらないことを明記しているから、両ダムで実施された異常洪水時防災操作に、両ダムの操作細則に基づく放流量の増加の限度に関する規定は適用されないというべきである。実質的にみても、異常洪水時防災操作の実施中は、流入量が

急激に増加すれば放流量も同様に増加する関係にあり、このような場合に放流量の増加の限度に関する規定を適用することや河川の急激な水位の変動を避けることは不可能である。

これを本件についてみると、野村ダムでは平成30年7月7日午前6時20分から、鹿野川ダムでは同日午前7時35分頃からそれぞれ異常洪水時防災操作が開始されているから、急激な水位の変動が生じないように努めるものとする旨を定めた野村ダム操作規則23条、同操作細則9条、鹿野川ダム操作規則22条及び、同操作細則9条について、放流量の増加の限度に関する規定は適用されないというべきである。

また、原告らは、肱川洪水予測システムによれば、同日午前4時30分の時点で、野村ダムについては2時間後、鹿野川ダムについては3時間30分後に、両ダムの操作細則に定められている放流量増加の許容量をはるかに超える放流が予想されていたのであるから、急激な放流を回避する方法をとるべきであった旨主張する（原告ら準備書面8第2の2・3及び4ページ）。

しかし、被告国第8準備書面第2の1(2)(7及び8ページ)において述べたとおり、原告らの上記主張は、争点②-Iに収れんされるものであるところ、これに理由がないことは、前記4において述べたとおりである。

したがって、両ダム所長が、異常洪水時防災操作の実施中、急激な水位の変動が生じないようにすべき職務上の法的義務を負っていたということではできない。

6 小括

以上のとおり、両ダム所長は、本件降雨の当時において、両ダムの操作規則等に基づいて適切に放流操作を行ったものであり、職務上の法的義務に違反したものでないから、これについて国賠法1条1項に基づく損害賠償責任は認められない。

第6 両ダムからの放流に関する一般市民への周知に関し両ダム所長に国賠法上違法な点はないこと（争点③）

1 両ダム所長は、本件放流に際し、河道外に居住する住民に対してこれを周知すべき義務を負わないこと

(1) 原告らは、両ダムにおいて異常洪水時防災操作を開始するに当たり、下流域住民に対し自ら危険な状況を十分に周知すべきであった旨主張する（訴状の補正書3第3の4・18ページ、原告ら準備書面5第1の6・20ないし22ページ、原告ら準備書面18第2・7及び8ページ、原告ら準備書面19第1の6・11ないし13ページ）。

(2) しかし、被告国第2準備書面第4の2(2)(28ないし31ページ)において述べたとおり、水防法が、水防責任が市町村にあることを明らかにしていること(3条)、水防管理者である市町村長等に水防上の河川巡視義務を課していること(9条)、都道府県がその区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する旨規定していること(3条の6)、洪水等によって氾濫による著しい危険が切迫しているとき認められるときは、都道府県知事等は、必要と認める区域の居住者等に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる旨規定していること(29条)、水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者等に対して指示をすることができる旨規定していること(30条)、加えて、災害対策基本法が、市町村長に、水害を含む災害全般についての避難のための立退き勧告や指示等の権限を与えていること(60条1項)からすれば、洪水に際して行われる水防活動やその際の住民の避難等は、水防法又は災害対策基本法等に基づき、市町村長又はこれを監督する都道府県知事等の責任において実施されるべきものであって、ダム所長の責任において行われるものと解すべき根拠は見当たらない。

特ダム法32条1項が、必要があると認めるときは関係機関に通知するほ

か、「一般に周知させるための必要な措置」を講ずべき旨を定めている趣旨は、ダムからの放流により生じる下流河道内の急激な水位上昇によって、魚釣り、遊泳、砂利採取等、河道内において河川を利用し、又は利用しようとしている者の危害を防止することであり、「一般に周知させるための必要な措置」とは、このような河道内の河川利用者に対する警告を目的とするものであって、河道外に居住する下流域の住民に対して洪水の予告等をするを目的としたものではないというべきである。

そして、放流に関する一般に対する周知について定めた野村ダム操作規則 25 条、同操作細則 13 条、鹿野川ダム操作規則 25 条及び同操作細則 13 条は、いずれも特ダム法 32 条 1 項を踏まえて定められたものであり、その目的は、河道内で河川を利用し、又は利用しようとしている者に対する警告にあり、河道外に居住する下流域の住民に対して周知させるべきことを定めたものではない。

したがって、両ダム所長は、職務上、河道外に居住する下流域の住民に対する周知義務を負っていないというべきである。

2 両ダム所長は、本件降雨における両ダムからの放流に際し、河道内の河川利用者に対する周知として必要な措置を講じたこと

野村ダム管理所長は、野村ダムからの放流に際し、一般に対する周知として、平成 30 年 7 月 7 日午前 5 時 15 分、サイレンの吹鳴や警報車による警報を行った（別紙 3 記載番号 15）。サイレンの吹鳴は、野村ダム管理所及び各地の警報所において、50 秒間の吹鳴を 5 秒間の休止を挟んで計 3 回にわたって繰り返し行うというものであり、警報車による警報は、警報車に設置したスピーカーにより河川の水位増加などを一般に周知させるというものである（甲 A 5 号証・14 条 1 項）。これらの警報は、堤防上から河道内にいる者に向けた周知として行われたものであり、危険を知らせる効果を発揮するものである。

また、鹿野川ダム工事事務所長も、同様に、鹿野川ダムからの放流に際し、

一般に対する周知として、同日午前6時18分頃、サイレンの吹鳴や警報車による警報を行っている（別紙3記載番号20）。

したがって、両ダム所長は、本件降雨における両ダムからの放流に際し、河道内の河川利用者に対する周知として必要な措置を講じたと認められる。

3 小括

以上によれば、本件降雨における両ダムからの放流に関する一般市民への周知に関し、両ダム所長に国賠法上違法な点はない。

第7 野村ダムにおける異常洪水防災操作の事前通知に関して国賠法上違法な点はなく、また、平成30年7月7日午前5時20分までに事前通知がなされなかったことと原告らの損害との間に因果関係はないこと（争点③）

1 原告らの主張の要旨

原告らは、野村ダム操作規則（甲A1号証）26条を受けた野村ダム操作細則（甲A5号証）13条が放流を行う約1時間前に西予市等の関係機関に通知をすることを定めていることなどから、野村ダム管理所長には、西予市に対し、異常洪水時防災操作の1時間前にファクシミリ送信により通知をすべき義務があったが、これを怠ったことにより原告らに損害が生じた旨主張する（訴状の補正書3(2)（18ないし20ページ）、原告ら準備書面3第1の2・4ないし8ページ、原告ら準備書面16第5・22及び23ページ、原告ら準備書面17第2の3・3ないし7ページ、原告ら準備書面18第1の4・4及び5ページ等）。

2 野村ダム操作規則26条及び同操作細則13条は、異常洪水時防災操作の事前通知の具体的時期及び方法について、野村ダム管理所長に職務上の法的義務を課すものではないこと

被告国第2準備書面第4の3(2)ア（33及び34ページ）、被告国第8準備書面第2の3(2)ア（19ページ）及び被告国第10準備書面第2の1(1)イ（4

ないし6ページ)において述べたとおり、特ダム法32条1項は、放流に関する通知は「あらかじめ」行う旨規定しているにとどまり、同項を受けた同法施行令18条も、前もっていつまでに通知をすべきかについての時間の定めを置いていないところ、その理由は、当該通知の対象となる放流というダム操作は技術的、時間的制約の下で行われるものであり、放流が必要とされる具体的状況を離れて一律に通知の時期を定めることができないからである。そして、少なくとも、気象予測の精度に関する技術的な制約が解消されない限り、関係機関に対し、異常洪水時防災操作の開始時刻をその約1時間前に例外なく正確に通知をすることは、現実的に不可能であること等からすれば、野村ダム操作細則13条が放流を行う約1時間前に関係機関に通知する旨定めているのは、防災活動に資する情報を関係機関に事前に提供するための目安を示すものにすぎず、通知の具体的時期について、野村ダム管理所長に職務上の法的義務を課すものではないとみるべきである。

また、特ダム法32条1項及び同法施行令18条は、通知の方法についても特段の定めを置いておらず、ファクシミリ送信により通知を行うことを法令上の義務として規定しているわけではなく、野村ダム操作規則26条及び同操作細則13条も、通知の方法としてファクシミリ送信によるべきことを定めていない。

このように、野村ダム操作規則26条及び同操作細則13条は、野村ダム管理所長に対し、異常洪水時防災操作の事前通知の具体的時期及び方法につき、異常洪水時防災操作の約1時間前にファクシミリ送信によってこれを行うべきことを職務上の法的義務として課すものとはいえ、ファクシミリ送信の方法による事前通知と実際の異常洪水時防災操作開始までの間隔が結果的に1時間に満たなかったからといって、野村ダム管理所長の職務上の法的義務違反が認められるものではないというべきである。

3 野村ダム管理所長に平成30年7月7日午前5時20分に異常洪水時防災操

作の事前通知を行う職務上の法的義務があったとはいえないこと

原告らは、被告国が、野村ダム管理事務所長が平成30年7月7日午前5時20分の時点において、西予市に対して異常洪水時防災操作を午前6時20分から開始する旨の1時間前の事前通知をしなければならなかった旨主張する（原告ら準備書面22第1の4・5ページないし8ページ）。

野村ダム管理所長は、平成30年7月7日当時、野村ダムの放流操作に関して状況判断を行ったり予測を立てたりするに当たっては、短時間で予測が大きく変動する傾向がある肱川洪水予測システムのみを参照していたのではなく、雨量、流入量、放流量及び貯水位などの実績値、雨量レーダー並びに貯留関数法に基づいて放流量を予測するシステムなど、様々な情報を参照していた（証人■■■■10ページ）。

そして、野村ダム管理所長は、肱川洪水予測システム（短期）が、同日午前4時30分時点のデータに基づいて異常洪水時防災操作の開始時刻が同日午前6時20分頃になるとの予測を出したものの、その10分後には、異常洪水時防災操作の開始時刻が同日午前7時10分頃になるとの予測を出しており、その後も異常洪水時防災操作の開始時刻の予測については両時刻間で変動していたこと、雨量レーダー上、同日午前4時頃の時点では野村ダムの流域に影響を与えると考えられていた前線による雨域が、同日午前5時頃の時点では弱まる傾向を示しており、雨は小康状態になることが見込まれていた上、雨量予測においても同日午前5時頃の予測では同日午前6時以降降雨量が減少することが見込まれていたことなどを踏まえ、異常洪水時防災操作の開始時刻については同日午前6時50分頃になるとの見通しを持ったものである（証人■■■■15ないし19ページ）。

野村ダム管理所長が同日午前5時20分頃までに入手することができた肱川洪水予測システム（短期）の予測値（乙A82号証）をみると、同日午前4時40分のデータに基づき異常洪水時防災操作の開始時刻が同日午前7時10分

頃になるとの予測を出して以降、異常洪水時防災操作の開始時刻を同日午前6時20分頃とすべきような予測は出ておらず、せいぜい同日午前6時40分頃とすべき予測があるのみであり（なお、同日午前5時20分時点のデータに基づく予測値を同時刻までに入手することはできない。）、野村ダム管理所長において、異常洪水時防災操作の開始時刻が同日午前6時20分頃になるとの見通しを持つべきだったということとはできないし、野村ダム管理所長が、上記の肱川洪水予測システムの予測の変動状況に加え、雨量レーダー（甲A11号証77ページ参照）や雨量予測から降雨量の減少が見込まれることを踏まえて、異常洪水時防災操作の開始時刻が同日午前6時50分頃になるとの見通しを持ったことが不合理であったとはいえない。実際の異常洪水時防災操作の開始時刻が同日午前6時20分となったのは、同日午前6時以降、これまでの予測に反して突如強い雨域が出現し、降雨量が急増し（甲A11号証77ページ、乙A82号証、証人■■■21及び22ページ）、同日午前6時17分に野村ダムの貯水位が標高169.45メートルとなり、その後さらにサーチャージ水位を超えることが予測されたためであった（甲A1号証、甲A7号証、甲A9号証・10枚目、甲A11号証・30ページ、証人■■■23ページ）。

したがって、同日午前5時20分に異常洪水時防災操作の事前通知を行う職務上の法的義務が野村ダム管理所長にあったということとはできない。

4 異常洪水時防災操作の開始時刻について西予市に対する十分な情報提供を行っていたことに照らせば、野村ダム管理所長に職務上の法的義務違反は認められないこと

被告国第3備書面第3の4(2)ア（47ないし49ページ）で述べたとおり、異常洪水時防災操作の事前通知を行う目的は、市町村等の関係機関に異常洪水時防災操作の実施が予定されることを知らせ、避難勧告等の住民避難の対応を行うよう促すことにあり（甲B19号証の6参照）、野村ダムとの関係では、住民の避難等について責任を負う西予市への情報提供が最も重要である。

この点、本件降雨が発生した平成30年7月7日における野村ダム管理所長から西予市への実際の通知の状況については、被告国第2準備書面第4の3(2)イ(34及び35ページ)、被告国第3準備書面第3の4(2)ア(47ないし49ページ)、被告国第4準備書面第1の1(2)(4ないし8ページ)、被告国第8準備書面第2の3(2)イ(19ないし21ページ)、被告国第9準備書面第2の2(2)イ(16及び17ページ)及び被告国第10準備書面第2の1(1)ウ(6ないし10ページ)で述べたとおりである。

すなわち、野村ダム管理所長は、肱川洪水予測システム(短期)が平成30年7月7日午前4時30分時点のデータに基づいて異常洪水時防災操作の開始時刻が同日午前6時20分頃になるとの予測を出したことを踏まえ、同日午前4時30分過ぎに、西予市野村支所長に対し、ホットラインで、異常洪水時防災操作の開始予定時刻が同日午前6時20分であることを伝えている(証人■■■■12及び13ページ、別紙3記載番号11)。西予市野村支所長は、この情報を踏まえ、異常洪水時防災操作の開始予定時刻が同日午前6時20分頃であることを前提に、同日午前5時頃には、避難誘導に当たる消防団員に対し、異常洪水時防災操作が同日午前6時20分に開始されること、放流量は過去最大の1.5倍又は2倍以上になるかもしれないことを伝え、消防団の方面隊長も、消防団員に対し、寝ている人は起こしてでも直接対面で伝えること、避難に支援が必要な人は関係機関と連携して避難をさせること等の指示を出し、同日午前5時10分、避難指示の発令と消防団による避難誘導(戸別訪問)が開始されているのであって(丁B9号証、証人■■■■18及び19ページ)、異常洪水時防災操作の事前通知の目的は、同日午前4時30分過ぎにホットラインが行われた時点で既に果たされていたというべきである。

したがって、野村ダムにおける異常洪水時防災操作の事前通知について、野村ダム管理所長に職務上の法的義務違反は認められず、国賠法1条1項の適用上違法であるとはいえない。

5 野村ダム所長が平成30年7月7日午前5時20分までにファクシミリ送信による異常洪水時防災操作の事前通知を行わなかったことと原告らの損害との間に因果関係があるとは認められないこと

被告国第10準備書面第2の1(2)(10及び11ページ)で述べたように、野村ダム管理所長が実施したホットラインによる通知は、西予市の避難活動を補佐し、これを促すものであったといえる。このことに加えて、前記4のとおり、野村ダム管理所長は、同日午前4時30分過ぎの時点で、西予市が住民避難に向けた対応をとるのに必要な情報を提供しており、西予市野村支所長は、提供を受けた情報を基に、異常洪水時防災操作の開始予定時刻が同日午前6時20分頃であることを前提に住民避難に向けた対応をとっており、その結果、野村地区の避難の対象地区内人口の約98パーセントの者が避難していたというのであるから(丁B2号証)、仮に、野村ダム管理所長が同日午前5時20分までにファクシミリ送信による異常洪水時防災操作の事前通知を行っていたとしても、本件降雨の際に実際に行われた避難活動以上の避難活動が西予市において行われていたとは考え難く、本件洪水により原告らに生じた損害は、いずれにせよ生じていたと考えざるを得ない。

したがって、野村ダム所長が同日午前5時20分までにファクシミリ送信による異常洪水時防災操作の事前通知を行わなかったことと原告らの損害との間に因果関係があるとは認められない。

6 小括

以上のとおり、野村ダムにおける異常洪水防災操作の事前通知に関して国賠法上違法な点はなく、また、平成30年7月7日午前5時20分までに事前通知がなされなかったことと原告らの損害との間に因果関係はない。

第8 野村地区堤防整備工事に関し、被告国が国賠法1条1項及び2条1項の責任を負わないこと(争点④)

1 野村地区堤防整備工事に關し、被告国が国賠法1条1項の責任を負わないこと

そもそも、被告国第9準備書面第1の2(2)(6ページ)で述べたとおり、肱川は、一級河川であり、その河川管理者は国土交通大臣であるが(河川法3条1項、4条1項、7条、9条1項)、その管理については、同法98条及び同法施行令53条に基づき、国土交通大臣から四国地方整備局長にその権限の一部が委任されている指定区間外区間(直轄管理区間)と、同法9条2項に基づく国土交通大臣の指定により、愛媛県知事が管理の一部を行う指定区間とがあり(前記第3の1参照)、野村地区に係る区間は、愛媛県知事が管理の一部を行う指定区間に当たる(乙A70号証ないし72号証)。

したがって、肱川のうち野村地区に係る区間については、河川法施行令2条1項各号に掲げるもの以外の管理を愛媛県知事が行うところ、野村地区堤防整備工事の実施は、同項各号に掲げるいずれの管理にも当たらないから、野村地区堤防整備工事の実施の権限は愛媛県知事にあり、被告国が野村地区堤防整備工事に關し国賠法1条1項の責任を負うことはない。

この点について、原告らは、被告国が野村地区堤防整備工事について補助金を支出していたことから、大洲河川事務所長が、愛媛県知事に対し、野村地区の堤防整備について指導監督すべき職務上の法的義務があった旨も主張する(原告ら準備書面26第2の2(3)・20及び21ページ)。

しかし、被告国第10準備書面第2の2(1)(11ないし13ページ)で述べたとおり、被告国が、愛媛県において昭和49年から平成8年までに実施された野村地区堤防整備工事について単に補助金を支出していたということから、当然に、野村地区の堤防整備について愛媛県知事に対して指導監督すべき職務上の法的義務があったということにはならないから、原告らの主張は法律上の根拠を欠くものであって、理由がない。

また、被告国第9準備書面第1の2(3)ア(7ページ)で述べたとおり、愛媛

県は、昭和49年から平成8年までに、野村ダムの建設に関する基本計画にのっとり、野村地区堤防整備工事を含む河川改修事業を実施済みであり（甲A11号証29ページ）、野村ダム下流の西予市野村町において野村ダムからの毎秒1000立方メートルの放流に対応する流下能力を確保する堤防整備は実施していた。原告らは、乙亥会館付近の令和5年末の流下能力が野村ダムからの毎秒800立方メートルの放流に対応する程度であることをもって、愛媛県が行った野村地区堤防整備工事が、当初から、野村ダムからの毎秒1000立方メートルの放流に対応する流下能力を備えていなかった旨主張するが、ある時点で把握された流下能力の数値がほかの時点での数値を直ちに推認させるということとはできず、愛媛県が行った野村地区堤防整備工事が、当初から、野村ダムからの毎秒1000立方メートルの放流に対応する流下能力を備えていなかったとは直ちにいえるものではない。

さらに、被告国第9準備書面第1の2(3)イ(1)(9ページ)で述べたとおり、被告国が、愛媛県から野村地区の流下能力に問題があるといった報告を受けたことはなく、まして、被告国が、野村地区の流下能力が不十分であることを認識しながら隠匿したということは全くない。

したがって、被告国が国賠法1条1項の責任を負う旨の原告らの主張には理由がない。

2 野村地区堤防整備工事に、被告国が国賠法2条1項の責任を負わないこと

被告国第9準備書面第1の2(3)ウ(7)(9ページ)で述べたとおりであるが、前記1のとおり、肱川のうち野村地区に係る区間は、愛媛県の第一号法定受託事務として愛媛県知事が河川を管理しているから（河川法9条2項、河川法施行令2条1項、同57条の5第1号）、野村地区の河川の管理について国賠法2条1項の責任が問題になり得るのは愛媛県であり、国ではない。

したがって、本件洪水により生じた被害のうち、野村地区の堤防整備に係る

部分について、被告国が国賠法2条1項の責任を負う旨の原告らの主張は、およそ理由がない。

3 小括

以上のとおり、野村地区堤防整備工事に関し、被告国は、国賠法1条1項及び2条1項の責任を負わない。

第9 結語

以上のとおり、被告国には、国賠法1条1項及び2条1項に基づく損害賠償責任は認められないから、原告らの被告国に対する請求は、棄却されるべきである。

以上

ダムに関する関係法令の定め

第1 河川法の定め

1 河川法の目的

河川法1条は、「河川法は、河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。」と定める。

2 河川及び河川管理施設の意義

河川法3条1項は、「「河川」とは、一級河川及び二級河川をいい、これらの河川に係る河川管理施設を含むものとする。」とし、同条2項は、「河川管理施設」について、「ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯（括弧内省略）その他河川の流水によって生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設をいう。」と定める。

3 河川法における操作規則に関する定め

河川法14条1項は、「河川管理者は、その管理する河川管理施設のうち、ダム、堰、水門その他の操作を伴う施設で政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、操作規則を定めなければならない。」と定め、同法施行令9条は、「法第14条第1項に規定する操作規則には、次の各号に挙げる事項を定めなければならない。」として、「施設の操作の基準となる水位、流量等に関する事項」（同条1号）、「施設の操作の方法に関する事項」（同条2号）、「施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項」（同条3号）、「施設を操作するため必要な気象及び水象の観測に関する事項」（同条

4号)、「施設の操作の際にとるべき措置に関する事項」(同条5号)、「その他施設の操作に関し必要な事項」(同条6号)を挙げている。

そして、河川管理者は、上記の操作規則を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、一級河川の河川管理施設に係るものにあつては、関係都道府県知事の意見を聴かなければならないとされている(同法14条2項、同法施行令9条の2第2項)。

なお、一級河川に係る河川管理施設のうち、指定区間外区間について同法14条の規定に基づき操作規則を定める国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任されている(同法9条、98条、同法施行令53条)。

第2 特ダム法の定め

1 特ダム法の目的及び多目的ダムの意義

特ダム法1条は、「多目的ダムの建設及び管理に関し河川法(括弧内省略)の特例を定めるとともに、ダム使用权を創設し、もつて多目的ダムの効用をすみやかに、かつ、十分に発揮させることを目的とする。」と定め、同法2条1項は、「この法律において「多目的ダム」とは、国土交通大臣が河川法第9条第1項の規定により自ら新築するダムで、これによる流水の貯留を利用して流水が発電、水道又は工業用水道の用(以下「特定用途」という。)に供されるものをいい、余水路、副ダムその他ダムと一体となつてその効用を全うする施設又は工作物(もつばら特定用途に供されるものを除く。)を含むものとする。」と定める(特ダム法2条1項)。

2 特ダム法における操作規則に関する定め

特ダム法30条は、「多目的ダムの操作は、流水によつて生ずる公利を増進し、及び公害を除却し、又は軽減するとともに、ダム使用权を侵害しないように行わなければならない。」として操作の基本原則を明らかにした上で、同法31条1項において、「国土交通大臣は、多目的ダムの操作の基本原則に従い、多目的

ダムの操作規則を定めなければならない。」と定め、同条2項は、「多目的ダムの操作規則に定める事項については、政令で定める。」とし、同条3項は、多目的ダムの操作規則を定め又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事及びダム使用权の設定予定者又はダム使用权者の意見を聴く義務(同条3項)を課している。同条2項を受けて同法施行令17条は、多目的ダムの操作規則に定める事項として、「洪水期、かんがい期等の別を考慮して定める各期間における最高及び最低の水位並びに貯留及び放流の方法」(同条1号)、「多目的ダム及び多目的ダムを操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備、多目的ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測並びに放流の際にとるべき措置に関する事項」(同条2号)、「その他多目的ダムの操作に関し必要な事項」(同条3号)を挙げている。

3 放流に関する通知等に関する定め

特ダム法32条は、「国土交通大臣又は多目的ダムを管理する都道府県知事は、多目的ダムによって貯留された流水を放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係都道府県知事、関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。」と定め、同法施行令18条は、「国土交通大臣又は多目的ダムを管理する都道府県知事は、多目的ダムによって貯留された流水の放流に関し、法第32条の規定により関係都道府県知事、関係市町村長及び関係警察署長に通知しようとするときは、流水を放流する日時のほか放流量又は放流により上昇する下流の水位の見込を示して行い、一般に周知させようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、立札による掲示を行うほか、サイレン、警鐘、拡声機等により警告しなければならない。」と定め、同法施行規則8条は、立札による掲示の例やサイレン及び警鐘による警告の方法をそれぞれ定めている。

第3 水防法の定め

水防法1条は、「洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。」と定める。

水防法3条は、「市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。」と定め、同法9条は、「水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（括弧内省略）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。」と定める。さらに、同法29条は、「洪水（中略）によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。」と定める。

以上

時系列表①：両ダムにおける放流操作の内容

番号	日時		被告国		
	年月日	時刻	野村ダム	鹿野川ダム	証拠
1			<p>共通</p> <p>・平成30年6月28日以降、華中から日本海を通過して北日本に停滞していた前線は、7月4日にかけて北海道付近に北上した後、同月5日には西日本まで南下してその後停滞した。また、6月29日に日本の南で発生した台風7号は、東シナ海で温帯低気圧に変わった。前線や台風7号の影響により、日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となった。</p> <p>6月28日から7月8日までの総降水量が四国地方で1800ミリメートル、東海地方で1200ミリメートルを超える場所があるなど、7月の月降水量平年値の2ないし4倍となる大雨となった場所があった。また、九州北部、四国、中国、近畿、東海、北海道地方の多くの観測地点における24時間、48時間、72時間降水量の各値が、観測史上最高を記録するなど、広い範囲における長時間の記録的な大雨となった。</p>		<p>・Z.A.15 (3枚目)</p>
2			<p>・弘川流域では、平成30年7月4日22時頃から降雨が断続的に続き、同日から同月8日までの総雨量が観測地点で600ミリメートルを超える降雨を記録した所もあった。特に、7月7日午前3時から午前7時までの間に、各観測地点で1時間当たり20ミリメートルを超える降雨を観測した。</p>		<p>・甲B.1 (5枚目) ・Z.A.16 (8枚目)</p>

被告国

番号	日時		共通	野村ダム	鹿野川ダム	証拠
	年月日	時刻				
3	本件降雨 の概要		<ul style="list-style-type: none"> 鹿野川ダム上流域の平成30年7月7日午前6時から午前7時までの流域平均雨量は47ミリメートルを記録した。 			<ul style="list-style-type: none"> 甲C1 (6枚目) 乙A17 (5枚目)
4	本件降雨 の概要		<ul style="list-style-type: none"> 野村ダム上流域の平成30年7月7日午前6時から午前7時までの流域平均雨量は1時間当たり最大となる53ミリメートルを記録した。 			<ul style="list-style-type: none"> 甲B1 (6枚目) 乙A16 (8枚目)
5	本件降雨 の概要		<ul style="list-style-type: none"> 基準地点 (大洲第2観測所) では、観測史上最大水位である8.11メートルを記録した。 			<ul style="list-style-type: none"> 甲B1 (7枚目)
6	本件降雨 の概要		<ul style="list-style-type: none"> 野村ダム上流域及び鹿野川ダム上流域ともに、計画規模を上回る降雨量を観測した。 			<ul style="list-style-type: none"> 甲A11 (26枚目) 甲B1 (6枚目) 甲C1 (6枚目)
7	本件降雨 の概要		<ul style="list-style-type: none"> ダムへの流入量は、野村ダムでは毎秒1992立方メートル、鹿野川ダムでは毎秒3800立方メートルと既往最大を大きく上回る値を記録した。 			<ul style="list-style-type: none"> 甲A11 (27枚目) 甲B1 (8枚目) 甲C1 (7枚目) 乙A16 (3枚目) 乙A17 (4枚目)
8	本件降雨 の概要		<ul style="list-style-type: none"> ダム上流域での降雨は、後期集中型であり、連続降雨の後期に、野村ダム上流域で1時間当たり約30ミリメートルから50ミリメートル、鹿野川ダム上流域で1時間当たり約20ないし50ミリメートル程度へ急激に増加した。 			<ul style="list-style-type: none"> 甲A11 (6枚目、26枚目) 甲B1 (6枚目) 甲C1 (6枚目)
9	本件降雨 の概要		<ul style="list-style-type: none"> 野村ダムにおいては、ダム地点で計画規模降雨である2日間で365ミリメートルを大きく上回り、258年に1度発生するかどうかという規模 (年超過確率1/258) の降雨である421ミリメートルの降雨を記録した。 			<ul style="list-style-type: none"> 甲A11 (26枚目) 甲B1 (6枚目)
10	本件降雨 の概要		<ul style="list-style-type: none"> 鹿野川ダムにおいても、ダム地点で計画規模降雨である2日間で360ミリメートルを上回り、145年に1度発生するかどうかという規模 (年超過確率1/145) の降雨である380ミリメートルの降雨を記録した。 			<ul style="list-style-type: none"> 甲A11 (26枚目) 甲C1 (6枚目)

番号	日時		被告国			証拠
	年月日	時刻	共通	野村ダム	鹿野川ダム	
11	H30. 7. 3	10:30頃	共通		<ul style="list-style-type: none"> 山鳥坂ダム工事事務所長は、予備放流を開始した。 山鳥坂ダム工事事務所長は、貯水位を予備放流水位である標高81.0メートルまで低下させ、以後は事前放流により更に貯水位を低下させた。 	<ul style="list-style-type: none"> 乙A17 (4枚目) 乙A17 (4枚目)
12	H30. 7. 3	17:45				<ul style="list-style-type: none"> 乙A22の2ないし4 (各1枚目) 乙A77 乙A76
13	H30. 7. 4	21:30		<ul style="list-style-type: none"> 野村ダム管理所長は、午後8時時点の貯留関数法に基づく計算（以下「貯留関数計算」という。）が異常洪水時防災操作の実施を予測し、肱川洪水予測システム（長期）が36時間先予測（6日午前9時30分）として、放流量が流入量と同一の値を表示し、貯水位がサーチャージ水位である標高170.2メートルに達し、異常洪水時防災操作を行う可能性があることを予測したため、事前放流について利水者との協議を開始した。 		
14	H30. 7. 5	9:00頃		<ul style="list-style-type: none"> 野村ダム管理所長は、利水者との間で事前放流に関する協議を完了した。 		
15	H30. 7. 5	9:30		<ul style="list-style-type: none"> 野村ダム管理所長は、事前放流による貯水位の低下が貯水池周辺斜面に及ぼす影響（地すべりの危険性）を考慮し、1日当たりの貯水位低下速度を1.5メートル程度として事前放流を開始した。 		
16	H30. 7. 5	11:30		<ul style="list-style-type: none"> 肱川洪水予測システム（長期）は、32時間先予測（6日午後7時30分）に流入量が、最大の毎秒372.2立方メートルとなる旨予測していた。 	<ul style="list-style-type: none"> 乙A22の2 (1枚目) 	
17	H30. 7. 6	3:00頃			<ul style="list-style-type: none"> 山鳥坂ダム工事事務所長は、予備放流及び事前放流を実施して、貯水位を、標高77.45メートルの高さまで低下させた。 	<ul style="list-style-type: none"> 甲A10 (1枚目) 乙A17 (6枚目)
18	H30. 7. 6	3:30			<ul style="list-style-type: none"> 以降、流入量が放流量を継続的に超える状況となったため、事前放流によって貯水位を低下させることができなくなった。 	<ul style="list-style-type: none"> 乙A28の2及び3 (各1枚目)

番号	日時		被告国			証拠
	年月日	時刻	共通	野村ダム	鹿野川ダム	
19	H30.7.6	20:50		<ul style="list-style-type: none"> ・流入量が事前放流による放流量とほぼ同一となる毎秒約260立方メートルを超える状況となった。 		<ul style="list-style-type: none"> ・甲A9 (5枚目)
20	H30.7.6	21:00 まで		<ul style="list-style-type: none"> ・貯水位を標高162.74メートルまで低下せ、洪水調節容量として約600万立方メートルを確保した。 		<ul style="list-style-type: none"> ・甲A9 (4及び5枚目) ・甲A11 (92枚目) ・乙A21の4 (2枚目)
21	H30.7.6	21:00 以降		<ul style="list-style-type: none"> ・毎秒264立方メートルを超える放流を継続した。 		<ul style="list-style-type: none"> ・甲A9 (5及び6枚目)
22	H30.7.6	21:45		<ul style="list-style-type: none"> ・毎秒295立方メートルを超える放流を継続した。 		<ul style="list-style-type: none"> ・甲A9 (6枚目)
23	H30.7.6	21:56		<ul style="list-style-type: none"> ・流入量が毎秒319.17立方メートルとなり、洪水調節開始流量に到達した。 		<ul style="list-style-type: none"> ・甲A9 (6枚目)
24	H30.7.6	22:00頃		<ul style="list-style-type: none"> ・ダムに対する流入量が毎秒300立方メートルを超え、洪水調節開始流量に到達したことから、野村ダム管理所長は、放流量を毎秒300立方メートルとする洪水調節に移行した。 		<ul style="list-style-type: none"> ・甲A9 (6枚目) ・乙A16 (3枚目) ・乙A21の2及び4 (各2枚目)
25	H30.7.7	1:30		<ul style="list-style-type: none"> ・脛川洪水予測システム(短期)は、360分先(午前7時30分)に流入量が最大の毎秒875.12立方メートル、放流量が最大の毎秒602.14立方メートルとなると予測した。 		<ul style="list-style-type: none"> ・乙A21の2及び3 (各2枚目)
26	H30.7.7	2:00	<p>【野村ダム】 上流域平均雨量は、1時間当たり22.8ミリメートルであった。 (被告国JS4p4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・脛川洪水予測システム(短期)は、360分先(午前8時)に流入量が最大の毎秒996.44立方メートル、放流量が最大の毎秒982.22立方メートルとなると予測した。 ・貯留関数計算が、異常洪水時防災操作の開始予定時刻として午前6時50分と予測した。 		<ul style="list-style-type: none"> ・乙A21の2及び3 (各3枚目) ・乙A21の1 (3枚目) ・乙A54 (24枚目)
27	H30.7.7	2:05		<ul style="list-style-type: none"> ・流入量が毎秒322.35立方メートルに達する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・甲A9 (7枚目)

番号	日時		被告国			証拠
	年月日	時刻	共通	野村ダム	鹿野川ダム	
28	H30. 7. 7	2:30	【鹿野川ダム】 上流域平均雨量は、1時間当たり16. 8ミリメートルであった。 (被告国 JS4p10)	<ul style="list-style-type: none"> ・流入量が毎秒344. 19立方メートルに達する。 ・肱川洪水予測システム（短期）は、320分先（午前7時50分）に貯水位が標高169. 4メートルを超えると予測した。 ・肱川洪水予測システム（長期）は、6時間先（午前8時30分）に貯水位が標高169. 4メートルを超えると予測した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・流入量が、毎秒601. 91立方メートルとなり、洪水調節開始流量である毎秒600立方メートルを超える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・甲A9（7枚目） ・甲A11（31枚目） ・乙A21の4（3枚目） ・乙A22の4 ・乙A17（4枚目） ・乙A28の1（3枚目） ・乙A28の2（3枚目）
29	H30. 7. 7	2:56			<ul style="list-style-type: none"> ・流入量が毎秒652. 24立方メートルに達する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・甲A10（4枚目）
30	H30. 7. 7	3:00		<ul style="list-style-type: none"> ・流入量が毎秒387. 20立方メートルに達する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・甲A9（7枚目）
31	H30. 7. 7	4:00		<ul style="list-style-type: none"> ・貯留閩数計算が、異常洪水時防災操作の開始予定時刻として、午前6時40分と予測した。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・乙A54（26枚目）
32	H30. 7. 7	4:10	【鹿野川ダム】 上流域平均雨量は、1時間当たり12. 6ミリメートルであった。			<ul style="list-style-type: none"> ・乙A28の1（3枚目）
33	H30. 7. 7	4:15			<ul style="list-style-type: none"> ・貯水位が予備放流水位である標高81. 0メートルを超えた。 ・山鳥坂ダム工事事務所長は、洪水調節を開始した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・甲A11（35枚目） ・乙A17（4及び18枚目）
34	H30. 7. 7	4:30		<ul style="list-style-type: none"> ・肱川洪水予測システム（短期）は、110分先（午前6時20分）に貯水位が標高169. 4メートルを超えると予測した。 ・肱川洪水予測システム（長期）は、2時間先（午前6時30分）に貯水位が標高169. 4メートルを超えると予測した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・肱川洪水予測システム（短期）は、次のとおり予測した。 貯水位が210分先（午前8時）に標高87. 8メートルとなる。 流入量が170分先（午前7時20分）に最大の毎秒2393. 14立方メートルとなる。 放流量が260分先（午前8時50分）に最大の毎秒1772. 93立方メートルとなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・乙A21の4（3枚目） ・乙A22の4 ・乙A28の2ないし4（各3枚目）
35	H30. 7. 7	4:31			<ul style="list-style-type: none"> ・流入量が毎秒941. 71立方メートルに達する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・甲A10（4枚目）

番号	日時		被告国		証拠
	年月日	時刻	野村ダム	鹿野川ダム	
36	H30. 7. 7	5:00	共通	<p>・ 脛川洪水予測システム（短期）から予測される120分先（午前6時から午前7時までの）予想雨量は11.4ミリメートルであり、この先雨量が減少に転じることが予測された。</p> <p>・ 野村ダム管理所長は、異常洪水時防災操作によって最終的に流入量と同程度の放流量とするに当たり、できるだけ放流量が少なくなるよう、ダムへの流入量の低下を待つという観点、また、異常洪水時防災操作に移行した際に住民が避難するための時間をより多く確保するという観点から、異常洪水時防災操作の開始を約30分程度遅らせることが見込めるかどうかを検討することとした。</p>	<p>・ Z.A21の1（3枚目）</p> <p>・ 甲A11（54枚目）</p>
37	H30. 7. 7	5:10	【鹿野川ダム】 上流域平均雨量は、1時間当たり20.4ミリメートルであった。		<p>・ Z.A21の1（3枚目）（野村ダムの平均雨量に関するもの）</p> <p>・ Z.A28の1（3枚目）</p>
38	H30. 7. 7	5:20	【野村ダム】 上流域平均雨量は、1時間当たり24ミリメートルであった。	<p>・ 脛川洪水予測システム（短期）は、70分先（6時30分）に貯水位が標高169.4メートルを超えると予測した。</p>	<p>・ Z.A21の1及び4（各3枚目）</p> <p>・ Z.A28の1（3枚目）（鹿野川ダムの平均雨量に関するもの）</p>
39	H30. 7. 7	5:40		<p>・ 脛川洪水予測システム（短期）は、以下のとおり予測した。</p> <p>50分先（午前6時30分）に貯水位が標高169.52メートルとなり、標高169.4メートルを超える。</p> <p>流入量について、30分先（午前6時10分）に最大の毎秒939.95立方メートルとなった後、40分先（午前6時20分）に毎秒907.33立方メートル、50分先（午前6時30分）に毎秒864.39立方メートルと減少する。</p>	<p>・ Z.A21の1（3枚目）（野村ダムの平均雨量に関するもの）</p> <p>・ Z.A21の2ないし4（各3枚目）</p> <p>・ Z.A28の1（3枚目）（鹿野川ダムの平均雨量に関するもの）</p>

番号	日時		被告国		証拠	
	年月日	時刻	共通	野村ダム		
			共通	野村ダム 放流量について、50分先（午前6時30分）は毎秒378立方メートル、80分先（午前7時）に最大の毎秒749.72立方メートルとなった後、減少する。 ・野村ダム管理所長は、異常洪水時防災操作の開始を約30分程度遅らせることが可能であると判断し、その旨決定した。 ・貯水位が、標高167.97メートルとなった。	鹿野川ダム	
40	H30.7.7	5:48		野村ダム ・野村ダム管理所長は、ダムからの放流量を毎秒400立方メートルに増加する操作を開始した。 ・脛川洪水予測システム（短期）は、以下のとおり予測した。 貯水位が30分先（午前6時20分）に標高169.49メートルとなり、標高169.4メートルを超える。 流入量が40分先（午前6時30分）に最大の毎秒1180.61立方メートルとなる。 放流量が60分先（午前6時50分）に最大の毎秒1101.56立方メートルとなる。		・甲A9（9枚目） ・甲A1（5枚目） ・甲A11（30枚目） ・乙A21の1（3枚目）（野村ダムの平均雨量に関するもの） ・乙A21の2ないし4（各3枚目） ・乙A28の1（3枚目）（鹿野川ダムの平均雨量に関するもの）
41	H30.7.7	5:50				

番号	日時		被告国			証拠
	年月日	時刻	共通	野村ダム	鹿野川ダム	
42	H30.7.7	6:00	<p>共通</p> <p>【野村ダム】 上流域平均雨量は、1時間当たり53.4ミリメートルに急増していた。</p> <p>【鹿野川ダム】 上流域平均雨量は、1時間当たり47.4ミリメートルであった。</p>	<p>野村ダム</p> <p>・ 鹿川洪水予測システム（短期）は、以下のとおり予測した。 貯水位が、20分先（午前6時20分）に標高170メートルとなり、標高169.4メートルを超える。 流入量が、30分先（午前6時30分）に最大の毎秒1753.64立方メートルとなる。 放流量が、30分先（午前6時30分）に最大の毎秒1753.64立方メートル（流入量と同一の値）となる。 ・ 野村ダム管理所長は、これらの予測値がそれまでの判断の前提とした貯水位、流入量等の予測値を大きく上回るものであったため、貯水位が標高169.4メートルに到達次第、異常洪水時防災操作を開始することとした。</p>	<p>鹿野川ダム</p> <p>・ 鹿川洪水予測システム（短期）は、貯水位について、70分先（午前7時10分）に、標高87.5メートルを超えると予測した。</p>	<p>証拠</p> <p>・ 乙A21の1ないし4（各3枚目） ・ 乙A28の1及び4（各3枚目）</p>
43	H30.7.7	6:10	<p>【鹿野川ダム】 上流平均雨量は、1時間当たり60ミリメートルになるなど、短時間で急増した。</p>	<p>・ ダムの貯水位が、標高169.45メートルとなり、洪水調節容量の8割に相当する標高169.4メートルを超えた。</p> <p>・ 野村ダム管理所長は、異常洪水時防災操作を開始した。</p>	<p>・ 鹿川洪水予測システム（短期）は、貯水位について、70分先（午前7時20分）に、標高87.5メートルを超えると予測した。</p>	<p>・ 乙A28の1及び4（3枚目） ・ 甲A9（10枚目）</p>
44	H30.7.7	6:17				<p>・ 甲A11（30枚目） ・ 甲B1（19枚目） ・ 甲B19の7</p>
45	H30.7.7	6:20				
46	H30.7.7	6:32			<p>・ 貯水位が、標高84.01メートルとなり、標高84.0メートルを超えた。 ・ 山鳥坂ダム工事事務所長は、ダムからの放流量を毎秒850立方メートルに増加する操作を開始した。</p>	<p>・ 甲A10（5枚目） ・ 甲A11（31枚目）</p>
47	H30.7.7	6:33			<p>・ 貯水位が、洪水時最高水位（サーチャージ水位）である標高170.2メートルを超えた。</p>	<p>・ 甲A9（11枚目）</p>

日時		被告国			証拠	
番号	年月日	時刻	共通	野村ダム	鹿野川ダム	
48	H30.7.7	7:34頃		<ul style="list-style-type: none"> ・流入量が、本件降雨における最大流入量である毎秒1992.52立方メートルを記録した。 ・同時点の放流量は毎秒1749.29立方メートルであった。 		<ul style="list-style-type: none"> ・甲A9 (13枚目)
49	H30.7.7	7:35			<ul style="list-style-type: none"> ・貯水位が、洪水調節容量の8割に相当する標高87.5メートルを超えたことから、山鳥坂ダム工事事務所長は、異常洪水時防災操作を開始した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・甲A10 (6枚目) ・甲A11 (31枚目) ・甲A11 (36枚目) ・甲C5の5
50	H30.7.7	7:43		<ul style="list-style-type: none"> ・貯水位が、標高170.84メートルに達して本件降雨における最大の高さを記録する。 ・放流量が、本件降雨における最大放流量である毎秒1798.93立方メートルを記録する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・甲A9 (14枚目)
51	H30.7.7	8:03			<ul style="list-style-type: none"> ・貯水位が、洪水時最高水位(サーチャージ水位)である標高89メートルを超える。 ・流入量が、本件降雨における最大流入量である毎秒3800.34立方メートルを記録した。 ・貯水位が、標高89.63メートルに達して本件降雨における最大の高さを記録した。 ・放流量も、本件降雨における最大放流量である毎秒3742立方メートルに及んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・甲A10 (7枚目)
52	H30.7.7	8:42			<ul style="list-style-type: none"> ・貯水位が、標高89.63メートルに達して本件降雨における最大の高さを記録した。 ・放流量も、本件降雨における最大放流量である毎秒3742立方メートルに及んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・乙A17 (4枚目) ・甲A10 (7及び8枚目)
53	H30.7.7	12:42			<ul style="list-style-type: none"> ・異常洪水時防災操作終了 	<ul style="list-style-type: none"> ・甲A11 (31枚目) ・甲C5の7
54	H30.7.7	13:00		<ul style="list-style-type: none"> ・異常洪水時防災操作終了 		<ul style="list-style-type: none"> ・甲A11 (30枚目) ・甲B1 (19枚目) ・甲B19の9

以上

時系列表②：両ダムにおける放流情報の伝達の内容

番号	日時		共通	被害国		証拠
	年月日	時刻		野村ダム	鹿野川ダム	
1	H30.7.3	9:00 頃		【西予市・愛媛県へ】 西予市に大雨注意報が発表されたことなどの気象状況を踏まえ、野村ダム管理所長は、関係機関に対し、洪水警戒体制の通知や放流開始の事前通知をした。		・甲 A11 (33枚目) ・乙 A16 (35枚目)
2	H30.7.3	9:00 頃		【河道等へ】 野村ダム管理所長は、放流開始前のサイレンの吹鳴や警報車による警報を発し、一般へ周知した。		・甲 A11 (33枚目) ・乙 A16 (36枚目)
3	H30.7.3	9:30 頃			【河道等へ】 山鳥坂ダム工事事務所長は、警報局及び警報車から警報を発した。	・甲 A11 (35枚目) ・乙 A17 (19枚目)
4	H30.7.4	21:00 頃		【西予市へ】 野村支所長にホットラインを実施 貯留閘数法に基づく計算により、最大流入量が毎秒890立方メートルを超え異常洪水時防災操作を実施するとの予測が出たことから、野村ダム管理所長は、西予市野村支所長に電話をかけ、大きな雨が予測されているので連絡が取れるような体制を敷いてほしいことや、今後も大きな状況変化があればその状況を連絡することを伝え、ホットラインでの連絡体制を確保した。		・甲 A11 (33枚目) ・乙 A77 ・乙 A76
5	H30.7.5	10:00 頃		【西予市へ】 野村支所長にホットラインを実施 野村ダム管理所長は、西予市野村支所長に対し、大雨のおそれがあり、越流のおそれもあるので、最悪の事態を想定して対応するよう依頼した。		・甲 A11 (33枚目) ・乙 A76
6	H30.7.6	10:20 頃		【西予市へ】 野村支所長にホットラインを実施 野村ダム管理所長は、西予市野村支所長に対し、雨量予測等の情報提供とともに、前日と同様、越流のおそれもあるので、最悪の事態を想定して対応するよう依頼した。		・甲 A11 (33枚目) ・乙 A76
7	H30.7.6	22:10		【西予市・愛媛県へ】 ダムに対する流入量が毎秒300立方メートルを超えたことから、野村ダム管理所長は、放流量を毎秒300立方メートルとする洪水調節を開始した旨を関係機関に通知した。		・甲 A11 (33枚目) ・甲 B19の3 ・乙 A16 (35枚目)

番号	日時		共通	被告国		証拠
	年月日	時刻		野村ダム	鹿野川ダム	
8	H30.7.7	2:30 頃		【西予市へ】 野村支所長にホットラインを実施野村ダム管理所長は、西予市野村支所長に対し、異常洪水時防災操作は不可避であり、現在の予測では河道の流下能力を上回る流量の恐れがあること、操作開始は午前6時50分頃を予定していることを連絡した。		・甲 A11(33枚目)
9	H30.7.7	3:37		【西予市へ】 野村支所長にホットラインを実施 野村ダム管理所長は、西予市野村支所長に対し、異常洪水時防災操作の開始時刻を前倒して午前6時20分から開始する可能性があることを通知した。		・甲 A11(34枚目)
10	H30.7.7	4:15			【大洲市、愛媛県へ】 洪水調節開始の通知	・甲 A11(35枚目) ・甲 C5の1 ・乙 A17(18枚目)
11	H30.7.7	4:30		【西予市へ】 野村支所長にホットラインを実施 野村ダム管理所長は、西予市野村支所長に対し、異常洪水時防災操作を午前6時20分から開始する予定であることを連絡した。		・甲 A11(34枚目) ・乙 A16(36枚目)
12	H30.7.7	4:30		【西予市より】 西予市は、野村ダム管理所長に対し、避難指示を午前5時10分頃に開始する予定である旨連絡した。		・甲 A11(34枚目)
13	H30.7.7	4:30		【西予市へ】 ダム操作に関する重要情報(計画規模を超える洪水時の操作(異常洪水時防災操作)に関する情報)の通知		・甲B19の4
14	H30.7.7	5:10 頃		【西予市】西予市は、消防団員による戸別訪問を開始した。	【大洲市へ】 大洲市長にホットラインを実施山鳥坂ダム工事事務所長は、大洲市長に対し、異常洪水時防災操作を行う可能性があることを連絡した。	・甲 A11(36枚目) ・甲 A11(34枚目、254枚目)
15	H30.7.7	5:15		【河道等へ】 野村ダム管理所長は、異常洪水時防災操作開始のためのサイレンの吹鳴や警報車による警報を発生し、一般へ周知した。		・甲 A11(34枚目) ・乙 A16(36枚目)
16	H30.7.7	5:20			【大洲市、愛媛県へ】 山鳥坂ダム工事事務所長は、大洲市に対し、放流量を毎秒600立方メートルから毎秒850立方メートルに増加する予定であることを通知した。	・甲 A11(36枚目) ・甲 C5の2 ・乙 A17(19枚目)
17	H30.7.7	5:30 頃			【河道等へ】 山鳥坂ダム工事事務所長は、警報局及び警報車から警報を発生した。	

番号	日時		共通	被告国		証拠
	年月日	時刻		野村ダム	鹿野川ダム	
18	H30.7.7	5:50		【西予市・愛媛県へ】 野村ダム管理所長は、西予市に対し、異常洪水時防災操作を午前6時50分頃に行う旨の通知を行った。＜1時間前通知＞		・甲 A11 (34枚目) ・甲 B19の6 ・乙 A16 (35枚目)
19	H30.7.7	6:08		【西予市へ】 野村支所長にホットラインを実施 野村ダム管理所長から西予市に対し、最大放流量毎秒1750立方メートルの見込みであり、大変なことになる旨の見通しも伝えた。		・甲 A11 (34枚目)
20	H30.7.7	6:20頃			【大洲市、愛媛県へ】 山鳥坂ダム工事事務所長は、大洲市に対し、午前7時10分頃に異常洪水時防災操作を行う旨の約1時間前の通知をした。＜1時間前通知＞ 【河道等へ】 山鳥坂ダム工事事務所長は、警報局及び警報車から警報を発した。	・甲 A11 (36枚目) ・乙 A17 (18枚目、19枚目) ・甲 C5の4
21	H30.7.7	6:20		【西予市・愛媛県へ】 6時20分に野村ダムの異常洪水時防災操作を開始した旨の通知		・甲 A11 (34枚目) ・甲 B19の7 ・乙 A16 (35枚目)
22	H30.7.7	6:20			【大洲市へ】 大洲市長へホットラインを実施 平成16年、平成17年の洪水を上回る既往最大の流入量・放流量になる見込みであること、7時半頃異常洪水時防災操作に入る見込みであることを連絡した。	・甲 A11 (36枚目)
23		6:36 ¹⁾		【西予市へ】 野村支所長にホットラインを実施6時20分から開始した野村ダムの異常洪水時防災操作の経過について、現時点での放流量と、放流量が最大1700立方メートルとなる見込みであることを連絡した。		・甲 A11 (34枚目)
24	H30.7.7	6:50			【大洲市へ】 大洲市長へホットラインを実施 山鳥坂ダム工事事務所長は、大洲市長に対し、野村ダムが毎秒2000立方メートル、鹿野川ダムが毎秒6000立方メートルの放流見込みであり、現在、通行可能となっている道路も、追って冠水が想定される旨を伝えた。	・甲 A11 (36枚目)

以上

¹⁾ 原告らは6:37と記載していたが、原告ら準備書面22第1の1で「異常洪水時防災操作の通知については、午前6時20分ではなく、午前6時36分とすべきである。異常洪水時防災操作開始の16分後に行っている。」と主張していることあり、6:20のファックス通知と6:36のホットラインについて記載した。